



ると、もう発展途上国へ工場を移転させる。現地法人をつくって、現地の人を雇つて、最新鋭の設備を投資して、それで生産して、通産省の報告書では、カラーテレビなんかは今日百台のうち七十台ぐらいは輸入品が国内の市場を占拠しているというような状態になつてきているわけで、従来の下請への親会社からの発注はその分減つてしまつたということになつてきた。

こういう状況の中で、小さな家庭産業あるいは加工業をやつている人たちは、親会社からの注文はなくなつてくる、輸入品はどんどん入ってくるということで、すぐさま次の新しい自分の仕事といふものをつくり出す経験が今までなかつたわけですから、そこでみんなが右往左往して流れを見ているというのが今日の状況であろうと思いま

す。一方では、大阪では商社がやはり織維の扱いをしていましたから、これが中國あたりの土地を安く手当して、産地のメーカーに現地会社をつくらせて、そこで労働賃金三十分の一ぐらいで織維製品をつくつて、どんどんと輸入していく。

こういったような状態が続いたために、地方自治体である大阪府も、府の税収が三千億円近い落ち込みを見るということで、大阪の場合、失業率も全国の失業率よりも高いのですね。それで、預金残高を平成元年と現在で比べてみると、預金残高だけでも四兆円減りしている。貸し出しは、実に五兆円増加しているというような状況になつてきております。

大阪というのは、通産省の出身の赤間文三といふ知事さんが、戦後、吉田総理とアデナウアーフ首相の間で話し合いが進められてマルク債というのをつくつて、中小企業の町の大坂の臨海部を埋め立てて、そこで船からすぐ原材料を陸揚げして工場に入れて、製品をまた輸出するというシステムをやつたために、大変重厚長大型の産業も大阪府に生まれた。しかし、これが公害をまき散らしたために住民の反対運動に遭つて、公害除去の問題が随分起つてきました。こういう経過をずっと踏

とだんだん産業の規模自身が小さくなつてきたよだんな感じがいたしております。そこで、この新しい法律を大阪府のような商工台ぐらは輸入品が国内の市場を占拠しているというような状態になつてきているわけで、従来の下請への親会社からの発注はその分減つてしまつたということになつてきた。

加工業をやつている人たちは、親会社からの注文はなくなつてくる、輸入品はどんどん入ってくるということで、すぐさま次の新しい自分の仕事といふものをつくり出す経験が今までなかつたわけですから、そこでみんなが右往左往して流れを見ているのが今日の状況であろうと思いま

す。一方では、大阪では商社がやはり織維の扱いをしていましたから、これが中國あたりの土地を安く手当して、産地のメーカーに現地会社をつくらせて、そこで労働賃金三十分の一ぐらいで織維製品をつくつて、どんどんと輸入していく。

こういったような状態が続いたために、地方自

算は成立しているわけですから、予算は一体どうなさいが組まれているのか。

そして、円安になつても注文が余り来ない、輸出も余りきかないつまり、アジアに行つた企業が十分成長して、そこで最新鋭の設備でつくるものですから、円高、円安というのは余りもう関係なくなつてきている。こういう状況なので、逆輸入の現象が起つてくるわけですね。

そういう中でピッツバーグ方式を、この法律の成立後、大阪でやるといつた場合に、具体的なケースとしてピッツバーグでやられた物づくりが十分成長して、そこで最新鋭の設備でつくるものですから、円高、円安というのは余りもう関係なくなつてきている。こういう状況なので、逆輸入の現象が起つてくるわけですね。

しかし、今回の場合に、例えばピッツバーグ方式を私なりにはめでみると、通産省の下に近畿通産局がある。それで大阪府がある。大阪府の大阪府立産業技術総合研究所といものがある。そうすると、大学というものがどうかというと、大阪大学とか大阪府立大学の工学部とか、大阪市立大学あるいは近大とか関大とかの工学部がある。そういうものの研究機関がありますし、ほかに大阪市の商工会議所や各市に商工会議所がある。これらをピッツバーグ方式でやつたら一番うまくいくんじゃないかと中小企業庁は考えておられるようですが、大阪をモデルにして、それじゃどういうふうに仕組みを組めば、この新しいベンチャーナーのケースを大阪に適用した場合、地方自治体としては大阪府がピッツバーグ市に当たる。その大阪の周辺には京阪奈学術研究都市という研究都市がありますけれども、これは純然たる形で、戦後、工業試験所があつた。それを統合的にやろうということで、和泉市などといふところが集まつていつつ、一つぐらいですか、郵政省の基礎的研究所がある。そういうふうな研究都

市もありますけれども、大阪には、大阪府に四つ、戦後、工業試験所があつた。それを統合的にやろうということで、和泉市などといふところが集まつていつつ、一つぐらいですか、郵政省の基礎的研究所がある。そういうふうな研究都

ターにならうとしているわけです。

もう一つ、織維産業が大変な打撃を受けて、やはり生地織りからファッショナ化していかないと利幅が出ない、こういったことで、通産省が織維業が衰微して新しいベンチャーナーを起こしていく。通産省と中小企業庁に対して、この法律案を成立了後、この法律案に準備されている、既に予算は成立しているわけですから、予算は一体どうなさいが組まれているのか。

そして、円安になつても注文が余り来ない、輸出も余りきかないつまり、アジアに行つた企業が十分成長して、そこで最新鋭の設備でつくるものですから、円高、円安というのは余りもう関係なくなつてきている。こういう状況なので、逆輸入の現象が起つてくるわけですね。

そういう中でピッツバーグ方式を、この法律の成立後、大阪でやるといつた場合に、具体的なケースとしてピッツバーグでやられた物づくりが十分成長して、そこで最新鋭の設備でつくるものですから、円高、円安というのは余りもう関係なくなつてきている。こういう状況なので、逆輸入の現象が起つてくるわけですね。

しかし、今回の場合に、例えばピッツバーグ方式を私なりにはめでみると、通産省の下に近畿通産局がある。それで大阪府がある。大阪府の大阪府立産業技術総合研究所といものがある。そうすると、大学というものがどうかというと、大阪大学とか大阪府立大学の工学部とか、大阪市立大学あるいは近大とか関大とかの工学部がある。そういうものの研究機関がありますし、ほかに大阪市の商工会議所や各市に商工会議所がある。これらをピッツバーグ方式でやつたら一番うまくいくんじゃないかと中小企業庁は考えておられるようですが、大阪をモデルにして、それじゃどういうふうに仕組みを組めば、この新しいベンチャーナーのケースを大阪に適用した場合、地方自治体としては大阪府がピッツバーグ市に当たる。その大阪の周辺には京阪奈学術研究都市という研究都市がありますけれども、これは純然たる形で、戦後、工業試験所があつた。それを統合的にやろうということで、和泉市などといふところが集まつていつつ、一つぐらいですか、郵政省の基礎的研究所がある。そういうふうな研究都

ターオーにならうとしているわけです。

もう一つ、織維産業が大変な打撃を受けて、やはり生地織りからファッショナ化していかないと利幅が出ない、こういったことで、通産省が織維業が衰微して新しいベンチャーナーをもう七、八年前になりますか? 出して、その一つが大阪の泉州大津市というところにできております。これは生地織りのところにいわゆるデザイナーなんかを集めていますが、ビックバーグという製鐵で有名な町が、製鐵のところにいわゆるデザイナーなんかを集めていますが、ビックバーグという構想をもう七、八年前に付加価値を高めようという構想でいたのですけれども、実際つくつてみると、デザイナーといふのはそういうところへ来ないのでですね。大阪市内に集まつてくる。不思議な現象があらわれてきました。

しかし、今回の場合に、例えばピッツバーグ方式を私なりにはめでみると、通産省の下に近畿通産局がある。それで大阪府がある。大阪府の大阪府立産業技術総合研究所といものがある。そうすると、大学というものがどうかというと、大阪大学とか大阪府立大学の工学部とか、大阪市立大学あるいは近大とか関大とかの工学部がある。そういうものの研究機関がありますし、ほかに大阪市の商工会議所や各市に商工会議所がある。これらをピッツバーグ方式でやつたら一番うまくいくんじゃないかと中小企業庁は考えておられるようですが、大阪をモデルにして、それじゃどういうふうに仕組みを組めば、この新しいベンチャーナーのケースを大阪に適用した場合、地方自治体としては大阪府がピッツバーグ市に当たる。その大阪の周辺には京阪奈学術研究都市という研究都市がありますけれども、これは純然たる形で、戦後、工業試験所があつた。それを統合的にやろうということで、和泉市などといふところが集まつていつつ、一つぐらいですか、郵政省の基礎的研究所がある。そういうふうな研究都

市もありますけれども、大阪には、大阪府に四つ、戦後、工業試験所があつた。それを統合的にやろうということで、和泉市などといふところが集まつていつつ、一つぐらいですか、郵政省の基礎的研究所がある。そういうふうな研究都

市もありますけれども、大阪には、大阪府に四つ、戦後、工業試験所があつた。それを統合的にやろうということで、和泉市などといふところが集まつていつつ、一つぐらいですか、郵政省の基礎的研究所がある。そういうふうな研究都

答弁願いたいと思います。

○佐藤國務大臣　自由民主党の長老であられる中山先生、日ごろから大変な博覧強記な先生というふうに尊敬申し上げておりました。さきよう中山先生が質問なさるというので、実はどんな話だろうかと思つて委員会室に来させてもらつたのです。

ギー予算、これに対するヒアリングでございまして、私は申し上げたのは、確かに中小企業予算、平成九年度で一千二百四十七億、こんな額では何にもできないというか、少ない。それを今までには少ないなりにさらにこれは細分化して全国にばらまくのだから、まあ期待どおりのものができないだろうというようなことを申し上げて、これからやはり中小企業対策ということでもって本腰を入れていくならば、物づくりの方は、この間からお願ひした活性化法とか、そしてまたきょうお願ひしているベンチャーやに対するエンゼル税制、こういうものもつて支援するわけですが、同時に、やはり今の活性化法で町をつくるという、こういうふうな観点に立った場合には、通産省だけではできないんだ、総合的に、建設も自治省も全部が乗り込んでやらなければできないんだ、かよう申し上げたわけでございますので、先ほどの九億円、どういうふうにするのか、大阪に幾ら回すのかというお話を、その今の私の答弁で御勘弁、ごしんしゃく願いたいと思います。

いずれにいたしましても、これで日本の産業の基盤である中小企業、こういうものをやはり力を

つけないと、これから二十一世紀にわたって日本  
の経済そのもの、日本という国が沈没するだろ  
う、こうした危機感から、こうした政策また法律  
をお願いしているということです」とさいます。  
もう一つつけ加えておきたいのは、成田市にこうつ  
けられたときに、成田市にこうつけるときに、

また、そうしたことに対応するために、地元の連邦政府、ベンシルバニア州でございますが、ベンシルバニア州が大変なニンシアチブをとつたということとともに、それに対して、地域の産業界から、よって、しっかりと力を集中して、今一つ

おりまして、そういうことに照らして考えますと、今御指摘の大坂でということです。

御指摘ございましたように、大阪産業技術総合研究所という形で大阪府下の研究機関が統合をさ

して、いわゆる大きな名のある会社というのを見れば、残っていても実質は織維部門から撤退している。そしてまた、言われたように、会社も昔は大阪を中心として糸への商社というものが主流でございましたが、それ自体も影を潜めてきたということで、残ったのは本当に中小、こういうふうな方々でございます。それだけにやはり難しい問題がござりますので、今おっしゃつたピッツバーグ方式が果たしていいのかどうか。

いずれにいたしましても、やはり意欲ある業界、意欲ある中小企業というものに関しては、それに対応して力をかす、技術も貸す、あるいは金も貸す、人材も、こういうのが通商産業省のとるべき道ではないだろうか、かように思つております。あとのことは事務の方から答弁させます。

以上でございます。ありがとうございました。

○岩田(満)政府委員 お答えを申し上げます。

御指摘の、ピッツバーグのケースを例に引かれ

ての御質問でございますが、先生もう御案内と思いますが、ピッツバーグと申しますのは、もともとUSSスチールを始めといだします鉄鋼業の町として有名であつたわけでございますが、一九七〇年代から八〇年代にかけまして、この間に十一万

人に及ぶような製造業における雇用の減少、あるいは人口が一割を超えて減るというようないわゆる

おるいに大学それが公的な機関ハントチャードにこのプロジェクトに協力をするネットワーク活動というものがとられたということであろうと思ひます。

同時に、ピツツバーグ大学とかカーネギーメロンといった地元にある大学がこれに積極的に參加をし、もろもろの企業の創業支援とかあるいは新分野への進出を手伝うということをございまして、言つてみれば、地域にございます資源を総動員して、それによりまして、例えば研究開発あるいは資金面の問題、あるいは生産、販売といつたような企業活動のあらゆる側面を総合的に支援する仕組みを包括的に用意をするというようなことが行われた点に特徴があるのではないかと考えております。

私ども、ピツツバーグのケースについて注目いたしましたのは、シリコンバレーのケースのように、この方があるいは有名なケースをもしませんけれども、大学が主体になつて始められるというケースよりは、むしろ日本の風土というものを若干考えますと、やはりピツツバーグのような、州政府といふものが旗振り役をされて、そしてそれに大学あるいは産業界が一緒になつて仕事をする、こういうあり方の方があるいはうまくいくことがあるかもしれないというふうに思う点がつござります。

われておこなってございました。私も知事にお招きをいたしました。ただいまテープカットに参列をさせていただきます。単なる研究所ということではなくて、いわゆるインキュベーターとしての要素であるとか、あるいは研修施設でございますとか、もろもろ具体的に、機械をはじつていろいろ勉強ができるとか、あるいは高度なものについての計画を受けることができるとか、非常に総合的なサービスを用意されておるわけでございます。

その意味におきまして、大阪大学、あるいは御指摘のように府立大学、市立大学、近畿大学、関西大学といったもろもろの大学は、関西の場合には非常に産学連携について熱心な大学が多くござります。そういう意味で、こうした大学との連携を視野に入れつつ、地元の自治体あるいは首長の方々のニニシアチブを前提として、例えば大阪産業技術総合研究所というところが一つの中核的な施設となつて、あるいは窓口となつて全体をネットワークをし、大阪、さらには関西全体の産業界を取り込んで大きなネットワークをおつくりいたします。だくどいうのは一つの有力な方策なのではないかというふうに考え、これまでも通産局などのレベルにおいても議論をさせていただいておりまます。

これから、特に九年度以降、きょうお願いをいたしました法律を含めまして、あるいは集積法など

る空洞化が現実のものとしてあらわれたわけであります。これに地域の人々が危機感を持ちまして、対応しようということでございまして、ピツツバーグが成功した一つの例として世に言われておりますのは、やはり地域の人たちが一緒になって地域を再生させようという明確な目的意識をお持ちになつたということが、一つ極めて重要な要素として指摘をされております。

同時に、ピツツパークが成功した内容としてございましては、確かに州政府は首領をとりました。かつこれに対しても連邦政府も一定の支援をいたしておりますが、それは旗振り役を果たすとともに、地元の人たちが展開をする事業について支援をするとという立場をとつておまりまして、主役はあくまで産業界あるいは地元の大学にあるといふところが一つ重要なポイントではないかと思つて

いう法律をこの間成立させていただきましたものですから、そうした新しく与えられました手段、あるいは九年度に新たにネットワークのための予算も一定のまとまったものを用意することができましたものですから、これらを活用いたしまして、こうしたネットワークづくりというものをぜひ具体的なものとして展開をしていかなければいいな、こんなふうに考えているところでございま

○田島政府委員 先ほど予算の話もございました

ものですから、予算の点でございます。

ネットワーク形成の関連につきましては、平成

九年度四十九億円の予算を計上いたしてござい

ます。先ほど先生御指摘くださいました八億円とい

うのは、このうち、組合等が行う活動に対し

て御支援申し上げるものでございます。具体的に

は物づくりネットワーク支援ということござい

まして、中小企業者同士の連携、支援機関の広域

ネットワークといったものが有機的に形成される

ように活用してまいりたいと思います。この予算

につきましては国からの補助制度がございます

が、国と県とで一対一で負担をしてまいりたい、

こういうふうに考えてございます。

ネットワークの形成に対する支援と申しますの

は、個々の事業者が単独で実施する事業に対する

支援と違いまして、既存の組織の枠組みを超えた

新たな関係を形成していただきなくちゃいけない

ということでありますし、やはり人のつながりが

大変大事でございます。先ほども御指摘ございま

したコードネイターの問題、あるいは研究者の

方など、どういうふうに御協力をいたしていくのか

といったことも大変大事でございまして、それな

ど時間がかかる、すぐに一朝一夕にできること

ではございませんので、地域の実情等々も配慮し

ながら継続的に支援をしてまいりたい、こういう

ふうに存じております。

○渡辺修(政府委員) 先生が御質問になられまし

たもう一つの論点でございます。関西空港の例を

引かれまして、その周辺地域に東南アジアでの部

品その他が逆輸入してくる、そういうことも踏

まえてアジアの水平分業を一体どう考えるか、こ

ういうもう一つの御質問がございました。

これにつきましては、既に御案内のように、一昨年でござりますが、大阪でAPECの首脳会議がございました。そこで、この会議で、特にAPEC地域の貿易、投資の円滑化に資する技術協力を行つていこうという、ある意味で二十一世紀を目指し

た大変立派な合意ができたわけでございまして、これにのっとってAPEC全体、とりわけ日本がその中心的な役割を果たしまして、各種の技術協力あるいは標準化、そういうことが今行われておるわけでございます。

こうしたことが進んでいくことは、先生よく御案内のように、アジア地域の工業化が進展してまいりまして、アシア金体が経済が成長していく、それに伴つて、当然のことながらアジアの人々の生活水準が上がりますけれども、同時に、その地域での工業化の過程で、日本からの各種の輸出あるいは投資、そういうもののも活況を呈していきます。そういう姿で、基本的な考え方は、比較優位を保てるところが安くてくられて、それで全體として経済効果が上がっていく、こういうことが原則になるのだろうと思っておりまして、これに伴つて我が国の経済活動もアジアとともに活性化していく分野が多々あると思っておるわけでございます。

ただ、おっしゃるように、本来、比較優位でまだ国内にも残れる産業が、国内の高コスト体质のために出ていかざるを得ないとか、こういったことになると非常にぐあいが悪いものでございます。だから、既に昨年来、経済構造改革で高コスト体制は正を行つております。そういう形をもつて我が国が事業環境を整えていきたい、こういう考え方の方にのつとつて施策を進めているところでございまます。

○中山(太)委員 残り時間がもうございません

で締めくりをさせていただきますけれども、

今、大阪府の総合技術研究所、通産省が力を入れた織維リソースセンター、去年パソコン三十台を

予算で組んで入れられておりますね。それでネットワークを張るようにしておる。

そういう中で、アジアのいわゆる部品情報とい

うのを受け入れるシステムがないのです。これが

大阪市内のワールドトレードセンターまで行かな

いとだれもわからない。大阪南部、それから東北

部、北部とそれぞれありますけれども、そういう

ものが産地で情報がとれるように、そういうシス

テムをひとつせひ通産省としては考えていただき

面においても非常に大きな役割を果たしてきたと

いうことがわかるわけであります。

こうしたベンチャーエンゼル企業を支えてきたのが、実

方ばかりではありませんから、なかなか大学の先

生方に接觸するのにヘジテートする可能性が強

い。そこは、よほど優秀なコードネイターを

置くかどうかによって、すべてこの法律は生きる

か死ぬかという結論になつていくのだろうと思いま

す。

そういう意味で、きょうは大阪の例を申し上げ

ましたけれども、恐らく全国のいろいろな地域で

こういうふうなネットワークづくりがされていく

のだろうと思いますが、ぜひひとつ積極的に努力

をしていただきことをお願いして、質問を終わら

せていただきました。

ありがとうございました。

○武部委員長 次に、伊藤達也君。

○伊藤(達)委員 伊藤達也でございます。

いたいた貴重な時間を通じて、新しい風を起

こして、二十一世紀を展望してダイナミックな國

をつくり上げていくには今後どのような産業政策

というものを実行しなければいけないのか、ま

た、本法案の提出によつて、ベンチャーエンゼル

が国が事業環境を整えていきたい、こういう考

え方にのつとつて施策を進めているところでござい

ます。

○中山(太)委員 残り時間がもうございません

で締めくりをさせていただきますけれども、

よつて日本で初めてエンゼル税制というものが導

入をされるわけありますが、通産省は、エンゼル

とは一体何か、どういうものだというふうにと

らえているのか、お伺いをしたいというふうに思

います。

そういう中で、アジアのいわゆるエンゼルと言われる個人投資家は、個人企業家の方はもちろんでございませんけれども、弁護士であるとかあるいは公認会計士であるとか、そういうような、個人で大変知的水準の高い人たちがみずから投資をしながら、かつ、そういうベンチャーエンゼル企業への経営に参画していく、あるいはアドバイスする。そういうふうな形で非常に良循環が行われて、今おつしやつたような発展が行われてきた。こういうのがアメリカの実情であろうと思っておるわけでございます。

一九八〇年代、アメリカを見てみると、大企業が約三百五十万人の人員をカットをいたしました。しかし、一方で、ベンチャー企業が約一千九百万人の雇用を創出した、このように言われています。

これに対しても、我が國の場合でござりますけれども、我が國のいわゆるエンゼルと呼んでおるそういうたベンチャーエンジニアへの個人投資家というのは、まだそういう意味ではアメリカに比べましてまことに微々たるものでござりますし、そういう層をこれから掘り起こしていかなきやいけないというのが我々の基本的な考え方であるわけでござります。

ただ、御案内のように、一千二百兆円の預金を持つておるというふうに言われておりますように、個人の資産家も含めて、個人の投資家というのは日本にも潜在層は相当あるわけでござります。こういう人たちに、ベンチャーエンジニアの一体どういうものであるのか、それに対するういう投資機会があるのか、そういうような情報をしつかりますお知りいただいて、かつまた、それに対して、エンゼルとうまく出会うような場所を設け、さらに、そういう投資といふものが税制その他各種施策によって十分安全なものである、こういったような仕組みをつくっていくことによつて、現在は画然たる差がござりますけれども、アメリカのベンチャーエンジニアが果たしたような役割を我が国でも振興していくことができるのか、こういうのが我々のここ数年来の考え方の基本にあるわけでござります。

今回、具体的な幾つかの施策はござりますけれども、特に税制面で今御指摘のようなエンゼル税制の創設を行つて、その着実な一步を踏み出しています。

○伊藤(達)委員 今、渡辺局長の方から、アメリカのベンチャーエンジニア振興に当たつてエンゼルが果たし大体百万人以上いるわけでありまして、そし

ちが大体百億ドル、二兆円近い

投資をベンチャーエンジニアにしていくわけであります。投資残高は二千億ドル、約二十兆円にも上ります。投資案件が大体五万件。アメリカは年間八十万件ぐらゐの企業が新しく起つてくると言われていますから、そのうちの実に六%にエンゼルが投資をしている、こういうことになります。

AQという市場がございまして、ベンチャー企業が創業から五年程度で登録できるような市場として育つております。創業期におけるエンゼルから投資の促進の上で大変大きな役割を果たしております。

我が国におきましても、平成七年七月でございましたけれども、店頭特別市場の創設というのを行いました。このときは伊藤先生にも大変御支援いただき、こういうふうに私伺っておりますけれども、「こういった店頭市場を創設いたしましたけれども、さらにこれを各方面に働きかけをいたしまして、これが具体的によりワークしやすいように、さらにはその店頭市場の創設をさらに容易にし、かつまたそこにかかる各種の規制その他を緩和していくこと、これが育っていくこと、これがもう一番の基本であろう、このように考えるわけでございます。

○伊藤(達)委員 通産大臣がお見えになられましたので、大臣に御質問をさせていただきたいといふに思います。

大臣はインターネットといつものを利用されておられるでしょうか。インターネットを高度に利用できるソフトとして、ナビゲーターというソフトがございます。このソフトは、ネットスケープという今世界でも大変注目をされている会社が開発をした商品であります。実は、この会社は一九九四年にイリノイ州立大学の学生であったマーカ・アンドリーセンによって設立された会社であります。それで、この会社は赤字であったのですけれども、たった十九ヶ月でNASDAQに株式公開をして、そしてこのアンドリーセンは、年収は当時六百万円でありましたが、株式を公開することによって株価が一気にその日に二倍以上上がって、そして持株株が五十八億円に一日で大化けをした、二十四歳の若者が一日にして億万長者になつた、こういう例がつい最近あつたわけあります。そして、このネットスクープという会社は、九六年九月の売り上げを見ても、もう一億ドルを超えて、今も急激な勢いで成長をしてい

るわけであります。

このネットスクープの成功の舞台裏には、エンゼルの存在が非常に大きな存在としてあります。そしてこのエンゼルが、大変有名なベンチャーキャピタリストというものを引っ張ってきて、そのベンチャーキャピタリストがさらにこの会社の経営者のトップとしてフェデラル・エクスプレスの元社長にヘッドハンティングをしていく。さらには、マーケティングから財務の問題に至るまで全米のトップ企業の役員を引っ張ってきて、そしてこの会社の役員に配置をしていく。強力なプロフェッショナルのチームを用意したわけです。

もしもこのアンドリーセンのような学生が日本に存在をした場合に、同じようなことが今の環境の中で起るのでしょうか。恐らく、ある程度のベンチャーの立ち上げの資金と仲間を募ることはできると思います。しかし、五年か十年かけてようやく中堅のソフト会社になっていく。それが関の山ではないか、それが今の日本の現実ではないか

というふうに思います。この環境の差がベンチャー企業を創出していく日米の力の差になり、また、ひいては日本とアメリカの経済力の差になつているのではないかというふうに私は思いますが、

そういう意味では今回エンゼル税制を導入する

それだけにとどまらず、さらにいろいろな政策と

まさにやはりこれから始める、いわゆるベンチャーやいう場合には、まず技術は持っている、人材もある、しかし資金がないということです。

そこで、私はこのままではやはり企業として成功することはできない。こういうことで、後は、今も実は私が出席する前に御論議がありました店頭市場、こういう

ことにはできないというふうに思いますが、大臣

伺いをしたいと思います。

○佐藤国務大臣 中座して恐縮でございました。

今、伊藤委員のお話をお聞きしながら、時代の変わりといふか、まず年代の相違というものを感

じました。

最初に言われたように、インターネット、もち

ろん存じておりますが、おまえ自身持っている

か、使っているかと言わると、私の場合は使いつれていないとお答えいたします。それは、あたかも今、今日になつてこうした国際化ということでもって英語が世界の共通語になりつつある、あ若いときに勉強すればよかつたなと思っても遅いという、それと同じように、やはり今時代の流れとしてはそうしたような流れになつてゐるといふことですから、それに対する対応、日本においても、おくれていると思うならば、しなければいけないだらうと思います。

それで、今言われるよう、新しい企業といふことで、実は構造改革計画、この中においても新しい業種、これの創出ということで十五分野を決めてありますが、その中に一番先に挙げられておりません。

特に今伊藤委員御指摘のこの分野といふのは、辺局長の御答弁の中にも、店頭市場の改革といふものが非常に重要な点だ、こういふお話をございました。

私も、この三年間、この商工委員会においても、あるいは予算委員会においても、この店頭市場の改革といふものを本当にやつていかなければいけないと、いうふうに思つております。

今の大臣の答弁の中にも、あるいは先ほどの渡辺局長の御答弁の中にも、店頭市場の改革といふものが非常に重要な点だ、こういふお話をございました。

私も、この三年間、この商工委員会においても、あるいは予算委員会においても、この店頭市場の改革といふものを本当にやつていかなければいけないと、いうふうに思つております。

そこで、この市場といふものは、もう既に東京の上場市場、ロンドンの市場をはるかに超えて五百社近く新しい会社が株式を公開をしております。

今、アメリカのNASDAQ、店頭市場は毎年世界第二番目の株式市場になつてゐる。そういう意味では、日本の店頭市場とは比較にならない、

こういう状況であります。そして、このアメリカのNASDAQは、ベンチャー企業を育成していくのに大きな役割を果たしているわけであります。

今、甘利先生がお見えでございますが、当委員会においても、甘利先生を初め多くの委員の先生方、そして今日まで、通産省の関係の方々あるいは大蔵省の方々、そういう方々の御努力によつて、この店頭市場の改革については、大変意識の面についてはその認識が広まってきたというふうに思いますが、まだまだ日本の店頭市場の状況を

考へると、これは思い切つた改革というものを実現をしていかなければいけないというふうに思います。

私は、昨年の予算委員会の質問の中で、当時の通産大臣そして大蔵大臣、また証券局長からも、これはやつていかなければいけないんだ、そういう御答弁をいただきました。では、具体的にどのようにこの店頭市場を改革をしていかなければいけないというふうに大臣はお考えにならぬかとお尋ねいたしました。

○佐藤国務大臣 先ほども若干触れましたように、この店頭市場の活性化を図り、そしてアメリカのNASDAQのような、ベンチャー企業が創業から五年程度で登録できるような市場としているふうに思います。

このため通産省としてはこれまでも平成七年の七月の店頭特別市場の創設等を初めとして、店頭市場の改革のために関係方面へ積極的に働きかけてまいっているところでござります。店頭市場の改革は進展しつつある、実はこんな認識を持つております。これからも店頭市場がベンチャー企業にとって活用しやすい市場となるよう、関係方面に対しても積極的に働きかけていきます。

○伊藤(達 委員) 店頭市場を改革をしていくためには、今の御答弁にありましたように、これは関係の省庁に対しても大臣が強力なり一ダーシップを發揮をしていただきたい。働きかけをしていただきたいと、実現をしていただきたいというふうに思っております。

本日は、大蔵省の担当者の方にもお見えをいただいておりますが、現在までの進捗状況、そして今大臣の御答弁にありましたように、この店頭市場の改革をやつていかなければいけない。私は、この日本の店頭市場が、一部、二部上場企業の補

完的な役割を果たしていく、何か二軍のような存在ではいけない、アメリカのNASDAQと同じように、上場市場と競争関係にあるようなそういう市場に変えていかなければいけないと、うふうに思つておりますが、この点についていかがでしようか。

○柏木説明員　ただいま先生から店頭市場についての御質問をいただきました。先ほど通産大臣からも御答弁がありましたけれども、私どもといたしましても、店頭市場の重要性については全く同じ問題意識を持つております。

店頭市場につきましては、私もとしまして  
も、かねてから、成長産業による資金調達の場と  
して重要な役割を果たすものとして認識しております  
まして、特に、二十一世紀の高齢化社会における  
して我が国経済の活力を保っていくためには、こ  
ういう次代を担う成長産業へ資金供給を図ってい  
くというのは極めて重要なことだと思っております  
す。こうした観点から、店頭市場はますます大き  
な役割を果たしていくことが期待されてい  
るわけでございます。

きましては、先生も御承知のとおり、株式公開後に流通量が乏しくなりまして、取引リスクが大きくなるというケースが多くなるということが指摘されているわけでござります。したがいまして、店頭市場が期待された役割を十分に發揮していくく

ためには、店頭市場の流通面での改善というのを図り、そのため機能向上策を講じていく必要があるということを考えております。したがいまして、そのためのさまざまな努力が行われてきてるところでございます。

日本証券業協会におきまして、店頭市場の流通面の改善を図るために、信用取引や借り株制度を導入するという検討に着手いたしまして、その後、具体的な措置につきまして関係者の間でいろいろ話し合いを進めてまいりまして、つい先月、本年の三月でございますけれども、これらを実施するた

めの要綱が日本証券業協会の理事会において決定されたところでございます。

移され、株式流通市場における需給の厚みと流動性が増すことにより、店頭市場の効率化、活性化が図られるということを私どもとしても期待しております。

は、その見直し、そもそも店頭市場のあり方そのものにつきましても、現在、証券取引審議会総合部会におきましていろいろな検討を加えているところでございまして、本年の六月こよその結果を

得るということになつております。  
○伊藤(達)委員 今御答弁の内容、一日も早く実現に向けてぜひともさらなる御努力をお願いをしたいというふうに思います。  
統いて、ストックオプションの問題についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

ベンチャーエンタープライズが有能な人材を確保するためには、平成七年の十一月に新規事業法を改正をして、商法の特例としてストックオプションの制度が導入をされ、今日まで、たしか八十二の認定事業者のうち、十九の事業者がこの制度を導入をして

いるというふうに思います。そして、近日中には株式を公開する、そういう事業者もあらわれてくるのではないかというふうに思います。

この制度の導入に当たっては、現在の牧野事務次官が本委員会においても、このことを導入するに当たって、率直に言って聞くも涙語るも涙、そ

ういう経緯があつたんだ、こういう答弁がございました。先ほどの大蔵省の担当者のお話を聞いていて、三年前の店頭市場の改革についての当時の担当者のやりとりと比べてみても、私も牧野事務次官と同じ思いがいたしていいるわけでありますが、この制度が導入をされて今までの経緯を振

り返られて、通産大臣としてどのように評価をされていられるのか、この点についてお伺いをしたいと  
いうふうに思います。

さらに、エンゼルのすそ野を広げていくためにも、また日本の企業の活性化を促していくためにも、私は商法の特例措置じゃなくて、このストップオプションというものを一般的に導入をしていく、こういったことも必要ではないかというふうに思つておりますが、この点についても大臣のお考えをお伺いをしたいと思います。

れは大変長い歴史があるようでございます。今の牧野君の場合でも、次官になる前、産政局長時代の国会答弁と思います。

今御指摘のストックオプション制度の一般化については、三月末に発表された規制緩和推進計画において、「特定新規事業に関する新株有利発行制度の運用実態調査を行い、調査結果を踏まえ、ストックオプション制度の在り方等について検討に着手し、九年度中に結論を得て、法改正を経て十年度中の早期に導入する。」というふうに実は今申した計画の中に入ってるつもりでござ

います。この制度の一般化は、企業の人才確保や、取締役や従業員に対する新しいインセンティブを与えるための方策として有効であり、経済の活性化にも寄与するもの、こんな認識も持つております。

そこで、問題なのは、こうした認識のもとに、規制緩和推進計画に従つて法務省と連携しながら新規事業法の運用実態調査などを着実に実施し、できるだけ早期にストックオプションが導入されるように努めてまいりたい、こういうことでござりますが、御指摘のように、法務省というところ

でもつて商法の改正をやろう、今の委員の話は、そんなことは飛ばしてやれ、ところが、まだ日本の場合、仕組みもございますし、法治国家でござりますので、その辺、非常に苦慮するわけでござりますので、委員各位の御支援、御協力というのも、これをお願いするわけでございます。

○伊藤(達)委員 今法務省との連携というものが重要なんだ、こういうお話をございました。

実は、法務省の担当者の方に来ていただいたのでありますので、お伺いをさせていただきたいわけでもあります。これは三月二十八日の閣議決定でも、平成十年度の早期に導入を図っていくんだ、こういう決定がなされているわけであります。これは全面解禁に向けて動き出しているんだ、こういうふうに理解をしていいのが、その進捗状況についてお伺いをしたいというふうに思いました。

○菊池説明員 お答え申し上げます。

ただいま通産大臣の方から御紹介いただきましており、政府の規制緩和推進計画の再改定において、ストックオプション制度については九

年度中に結論を得て、十年度の早期に導入するということがなっています。これは「ストックオプション制度の一般的導入」という事項名になつておりますが、その内容といいますか、意味するところは、株式会社であれば、どの会社でもストックオプションを利用することがで

きるようになります。これは規制緩和推進計画に従いまして、九年度中には結論を得て所要の法律案を国会に御提出させていただいたい、そういうつもりで現在鋭意検討を進めているところでございます。

○伊藤(達)委員 これは大変重要な問題であり、これは国政の課題でもありますので、当委員会を通じてもこの議論をさらに深めていきたいというふうに思っております。

統きました、Sコーポレーションの問題について御質問をさせていただきたいと思います。

渡辺局長、恐らくSコーポレーション、御理解をされているというふうに思います、アメリカでは、通常の会社であっても、法人税を課すのでなくして、出資者に対する所得税を課すSコーポレーションという税制上の優遇措置、優遇する制

度があり、百九十万の企業がこの制度の適用を受けています。この制度を活用すれば、投資家が

スタートアップ、創業期の企業に投資を行った場合、赤字であつてもその分を投資家の所得と損益通算することができるため、創業期の企業から見れば、Sコーポレーションを選択することによ

り、投資家からの投資を受けやすくなっているわけあります。

我が国においても、新しい産業を創出していくためには、こうしたSコーポレーションのようないくつかの制度を新たに導入をしていくということも私は必要ではないか、この点を私も提案をさせていただ

きたいわけであります。通産省としてこの問題をどのように考えておられるのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○渡辺(修)政府委員 お答え申し上げます。

今先生Sコーポレーションの例を引きまして、ベンチャー企業創出のための税制体系というのを考えていいかが、こういう御指摘をございま

す。

アメリカを中心とする各種の税制の制度につきましては我々もかなり幅広く勉強いたしております。そこでございまして、先ほど申し上げましたように基本的な考え方のつど、まず市場を開設し、それから資金を入れ、それで人材を育成し、技術を開発し、そして税制で投資家を導入する、

こういう体系で考えておるわけござります。そ

れで、まず着手しましたのがエンゼル税制でござ

ります。

○伊藤(達)委員 これは大変重要な問題であります。

これは国政の課題でもありますので、当委員会を通じてもこの議論をさらに深めていきたいというふうに思っております。

統きました、Sコーポレーションの問題について御質問をさせていただきたいと思います。

渡辺局長、恐らくSコーポレーション、御理解をされているというふうに思います、アメリカでは、通常の会社であっても、法人税を課すのでなくして、出資者に対する所得税を課すSコーポ

ります。

○伊藤(達)委員 先ほどの局長のお話の中にも、このエンゼルを育成していくためにはまず店頭市場の改革というものが必要なんだ。さらに私は、

今お話をありましたように、やはり税制面の改革というのも非常に重要だ、そういう意味では、今回のエンゼル税制の導入というのは画期的なことだと思います。

ただ、エンゼル税制だけで十分なのか、こういう議論があるわけでありまして、そういう意味で、このSコーポレーションのような制度をぜひこれから新しい政策の中に視野として入れていただきたいなというふうに思います。

また、大蔵省の担当者の方、お見えでございまして、店頭市場の特別市場を開設をしてくれ、店頭市場を改革をしてくれ、さらにSコーポレーションのような制度を入れてくれといふのは、もう矢継ぎ早のようあります。そういうものもぜひひとと検討をしていただきたいなというふうに思つておるところでございますが、今現在の感想なり、お伺いすることができればというふうに思

ります。

○川北説明員 [委員長退席、小川委員長代理着席] Sコーポレーションについての御質問がございましたので、お答え申し上げます。

アメリカのSコーポレーション制度、先生からも御指摘ございましたように、一定の条件に該当する小さな規模の法人の場合に、法人税ではなくて、株主の所得として所得税を課税するという仕組みでございます。日本の場合、非常に私法上の

法人格というものを大事にした法人税の仕組みになつておりますので、法人単位の課税ということにおいては、先ほどの御指摘も含めて、さらなる勉強を続けてまいりたいと思いますけれども、まずは今回、お願ひしておりますエンゼル

税制、これも実は税務当局とも相談いたしてつた画期的なものだと我々思つておりますの

も、これは大きなインセンティブを与えるのだと、これは、これからこの議論を深めていかなければいけない、というふうに思ひますので、大蔵省当局にお

いても、ぜひともこの辺について積極的な検討をお願いをしておきたいというふうに思ひます。

統きました、マッチングシステムの問題についてお伺いをしたいと思います。

これもエンゼルを育成していくに当たつて重要な視点であります。アメリカでは、エンゼルとベンチャー企業の起業家とのネットワークが非常に充実をしているわけであります。例えば、大学を核として非営利組織が運営をするコンピュータネットワークというものが、十以上アメリカの場合にはあるわけでありますが、日本では、こうしたネットワークづくり、マッチングシステム

の構築に向けてどのような取り組みをされてい  
るのか、通産省にお伺いをしたいと思います。

○渡辺(修)政府委員 お答えを申し上げます。

今、もう既に先生よく御案内のように、アメリカでは、投資家の集まる場所で起業家と直接的な出会いが行われるようなマッチングシステム、それから投資家と起業家とがコンピューターを通じてマッチングできるような方法、こういったような、大きくいいますと二つに大別できるような形でマッチングシステムが動いております。特に、アメリカのコンピューター・ネットワークが発達いたしておりますものですから、例えばMITが運営するようなテクノロジー・キャピタル・ネットワークといったようなのが、大々的に今アメリカでネットワークでマッチングが行われておるわけでございます。

我が国におきましては、こういったことを頭に置きまして、平成七年の三月に中小企業事業団が中心になりましたして、ベンチャーブラザやあるいはベンチャーリングといったような名前で、民間でベンチャーエンターナメントとそれからそれに投資を行う人たちとの出会いの場を創設したわけでございまして、昨年一年間でこういったような出会いの場を全体で十三回実施いたしておりますわけでございまさらには、最近では、今のが第一の形態、ディープ・レイン」といったような会社がございますけれども、こういった民間会社がインターネット上で構築しておりますネットワークを使いまして、幾つかの情報を提供し、出会いの場をつくるう、こういったようなものが現在動き始めておるわけですが、

これにつきましては、中小企業庁さらには産業政策局一緒になりまして全力を尽くしてまいりたい

と聞いておるところです。

○伊藤(達)委員 今のマッチングシステムの問題、これは非常に重要な問題であります。後ほどこの問題について掘り下げる質疑もあるうかと思ふ。

これはもう御指摘のとおりでございまして、よく  
言われておりますけれども、シリコンバレーの現  
在の状況というのは、アメリカのスタンフォード  
エニバーシティー、隣接しておりますが、これと  
の一体的な、特にその大学の先生あるいはそこの  
卒業生、こういったようなものとの結びつきが今  
をつくったと言わせておる例からも見られますよ  
うに、(笑) これがどうも(笑) ちょっと(笑)。

連携の内容をプログラムの行動計画として打ち出  
すつもりでございます。その中に、文部省その他  
からも今随分お知恵をいただいております。関係  
各省、力を合わせまして、先生御指摘のような御  
趣旨の方向で思い切った一歩、二歩を踏み出して  
いきたい、このように考えておるところでござい  
ます。

うに 大変重要なと思っております

○伊藤(遼)委員 今局長から文部省といふお話をございましたので、文部省の担当者の方にも来

をこのところ強調いたしておるわけでございまして、昨年十一月に閣議決定いたしました経済構造の変革と創造のためのプログラムにおきましても、この点について、幾つかの直ちに実施すべきこと、さらには長期的に実施すべきことというのを指摘しておりますわけでございます。

ていただいているというふうに思います。が、今お話をありましたように、また、私先ほど質問をさせていただいたように、アメリカの場合には、新しい技術を開発すれば、その技術を、ライセンスオフィスというのがあるって、リエゾンオフィスというのがあって、この技術を使ってビジネスを起こしましょうよと言つて売り歩く、そういう組織といふのが、今、日本でも、いろいろなところ

問題意識と全く軸を一にするわけではございませんが、例えば国立試験研究機関、これの研究職が民間の企業の職員を兼務できる形にすることによつて、彼らの持つておる知識というのをベンチャード

ということがあるわけですね。そしてそれが利益を生むことができれば、三分の一が大学に、三分の一が学部に、そして三分の一がその開発をした先生にその利益が渡るような仕組みになつていい

企業のために活用する。こういったようなことができないかということで、既にこれは平成八年十  
月に通産省の所管の関係の国立試験研究所はそれ  
を先行して実施したわけでござりますけれども、  
先般の閣議決定に基づきまして、四月一日から、  
国立大学におきましての大学の教授が今言つたよ  
うな形での兼業ができる姿にする。こういったよ  
うなことで既にこれに踏み切ったわけでございま  
す。

さらに、我々といたしましては、先ほど申し上

そういうことがあります。そういう意味では、大学といふものがベンチャー企業を創出していくに当たって大きな役割を果たしているわけであります。

そこで、日本も、今議論になつてているように、大学がこういった分野において大きな役割を果たせるよう、規制の緩和であるとか新しい仕組みというものをつくり出していかなければいけないというふうに思つてゐるわけであります。文部省としてこの問題をどのように認識をされてゐる

げましたが、大学で研究開発を行つた場合の研究者あるいは大学、それが持つておる各種の知的所

○邊藤説明員 大学における特許の仕組みからま  
のか、お話を伺いしたいと思います。

ず御説明を申し上げたいと思いますが、これは原則といたしまして、教員個人に属するという取り扱いになつております。例外的に、特定の場合のみ、国立大学の場合には国に属するというふうな形になつておるわけでございます。この際、その特許の実施に伴う収入の取り扱いにつきましては、大半を占める教員個人の特許の場合、教員個

人の収入になるということになつておるわけですが、さういふことはございませんで、それを一律に大学等に還元するということになりますと、やや難しい問題があると考えております。また、国有特許の場合には、発明者に対する補償金が支払われることとなつております。そこで、その余は国の収入となるという状況でございますが、実際問題といたしまして、國の報告におきましても、大学の特許等の知的財産から生じたロイヤルティー収入を大学の教育研究活動等に還元するための具体的な方策について検討する必要があるという御指摘をいたいでいるところです。

私どももいたしまして、関係省庁と連絡をとりながら、種々の方策について検討していくたいと存じておるところでございます。

○伊藤(達)委員 今、前回のお話があつたわけではありませんけれども、アメリカのベンチャーキャピタリストから見れば、日本の大学あるいは研究機関というのは新しいビジネスを起こしていく種に満ちあふれているのだ、こういう話があるわけあります。しかし、そういうような種があつても、それを事業にしていく仕組みがないわけであります。これをつくり出していくことが非常に私は重要ではないかというふうに思ひます。

先ほど、特別会計の問題についても文部省の方からお触れになられました。そういう意味では、大学で新しい技術を開発をすると國の懐に入つていいわけですが、余りそういう収人がないんだ、こういうお話をりますが、それはインセンティブがないからであります。これは、大学で新しい技術を開発をして、それが非常に価値あるものであれば、國の会計に戻すのではなくて、その大学に直接戻すような仕組みに大きく変えていかなければなりません。

テイブとして働いていくことにつながっていくと  
いうふうに私は思っておりますので、特にこの点  
についても、文部省の方にはぜひよろしくお願ひ  
をしたいというふうに思います。  
さらに、知的所有権の問題から特許の問題に移  
させていただいて、質問をさせていただきたいと  
いうふうに思います。  
現在、六十四万件ある特許のうち四十五万件が  
未使用特許、休眠特許であるわけですが、こういった特許も新しいベンチャーを起こしていく  
種やあるいは大きなきつかけになり得るのではないかというふうに思います。そういう意味で  
は、今の仕組みのままで本当にそういうことに資  
するような形になるのか、新しい仕組み、新しい  
工夫というもの導入をして、この特許というも  
のを幅広く利用できるような、そういうものに変  
えていくということが必要ではないかというふう  
に思いますが、この点についてはいかがでしょ  
うか。

まいりましたので、通産大臣に最後にまとめて御質問をさせていただきたい、締めくくりの質問をさせていただきたいというふうに思います。

貴重な時間を一時間いただいて、私からは、エンゼルというのはどういうものなのか、なぜ日本ベンチャーエンゼルの育成に当たってエンゼルといふものを重要視していかなければならないのか、そして、このエンゼルというものを育成していくために何をしていかなければいけないのか、これから新的な産業政策とは何なのか、こういうことについて今まで質問をさせていただいたわけであります。具体的には、店頭市場の改革も必要だ、エンゼル税制というものが導入されたけれども、さらなる税制の改革にも取り組んでいかなければいけない、ストックオプションの問題もある、あるいは産学の連携というのをさらに図っていくような、そういう仕組みというものを持つつていかなければいけない、こういうお話をさせていただきました。

私は、一九九四年以降、アメリカと日本の経済力がこれだけ差が開いてしまったのはどういう理由があるのかなということを最近よく考えております。私は、こういう差が出てしまったのは、景気後退、リセッションのときの対応に大きな差があったのではないかなどというふうに思っているわけであります。

アメリカは、ブラックマンデーが起きた八七年以降、実は、今話題になつておりますエンゼルやあるいはベンチャーキャピタルというものが非常に活発に活動して、新しい産業というものを見つけ出してきて、そこに果敢に投資をしてまいりました。そのことによって、この七年間、メガベンチャーと呼ばれるよう、そういう企業というものが次々と輩出をされてきているわけあります。そういう意味では、アメリカのベンチャーのスタートはブラックマンデー以降にあつたというふうにも言えるのではないかというふうに思います。

らかというとベンチャーキャピタルもほとんど休眠状態になってしまっている。全体的なムードが、何か新しいことをするよりも、ダウンサイジングをして、リストラをして身軽になりまして、こういうことでこの時間を過ごしてきてしまった。そのことがこれだけの大きな差になってしまったのではないかというふうに思います。

アメリカの中では、例えばマイクロソフトやコンパックという会社は、もう既に売り上げが一兆円を超える、こういう企業に育つてきているわけであります。これは、日本のNECやトヨタを超える会社がこの七年間にアメリカでは現実に生まれされてきた、こういうことではないかというふうに思います。

さらに、アメリカのこの七年間、成長した産業を調べてみますと、例えば製造業においては、この七年間の年平均として、半導体は一五・四%、医療器具は七・九%、電子医療装置は七・一%、医薬品は七・一%、プリント基板は六・八%、年平均で成長しています。また、サービス産業を見ても、衛星ビジネスは何と四四・三%、電子情報サービスは三六・一%、データ処理サービスは一九・六%、健康サービスは一一・五%、音楽ソフト製造は一一・二%という驚異的な勢いで成長しているわけですね。こういった産業の担い手は、大企業ではなくてベンチャーエンタープライズなわけであります。

そういう意味では、私は、相当なスピード感を持つて、新しい産業を起こしていくための具体的な政策というものを実行していくなければいけないというふうに思っているわけでありますが、通産大臣から、最後にこの点も含めて、今後の産業政策の展開、新しい事業をどうやって起こしていくべきいいのか、その決意をお伺いをできればというふうに思います。

○佐藤国務大臣 伊藤委員御指摘のように、また、先ほどからの質疑を聞いていて、いろいろな示唆に富む話が出来まして、大変いい勉強になります。

した。

今御指摘のように、大競争時代、こういうことを迎える中で、深刻化しているのが我が国の雇用や空洞化の問題であります。そういうことで、良質な雇用機会を確保していくため、こういうことで、経済構造改革、そういうものもプログラムをつくつてこれから実行計画でやりますが、その中の一環としては、こうしたベンチャーエンタープライズのものでもって新たな産業というものをつくり出そう、こういうわけでございます。

今おっしゃいますように、私自身が申しましたように、これから新しい十五分野、その中においては、非常にベンチャー的な要素というか、これによって伸びていくであろうという企業というか、産業が多いわけでございます。そういうことで、これからは、先ほども申し上げましたように、資金と技術力そして人材、これをうまく組み合わせていかなければ、あらゆるものができないということで、特に、資金という面においては、ベンチャーリスクオプション制度の導入、とか、それからストックオプション制度の導入、こういう面でもつて総合的に支援していくたいと思うのです。

そして、こういう中において、エンゼル税制は、こうした基本的認識のもと、資金調達の困難な創業期ということで、この中に豊富な民間資金を導入していくということで、スタートとなりますが、最も大事だということでございまして、これから将来といふものは、私たちの方で閣議決定し、そして今進めております経済構造改革、これを誠実に実行することによって、こうしたベンチャービジネスの環境整備にもまたつながる、かように考えております。

○伊藤(達)委員 ありがとうございました。これにて質問を終わらさせていただきます。

○小川委員長代理 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 新進党の石井啓一でございました。

まず最初に、今回、法案提出の背景でございました。

中小企業、特に中小の製造業、この開業率、廃業率のデータ、この推移を見ますと、昭和四十年代初頭におきましては、開業率六%、廃業率二・五%程度であったものが、その後、開業率はどんどん長期低落傾向といいますか、だんだん少なくなって、一方、廃業率の方は最近少し上回りまして、平成元年以降は廃業率が開業率を上回っている事態になっております。平成三年から六年

までの

間の

数値を

見て

廃業率は四・五%、こういう状況でございま

す。

そこで、大臣のこういった状況に対する御見解

と、その原因についてどういうふうに認識をされ

ているのか、お伺いをしたいと存じます。

○佐藤国務大臣 石井委員にお答えいたします

が、今御指摘のように、全産業の開業率は、近年

まで

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

下

が

この認定の件数とその内訳ですね。特に、業種別の中の内訳がどうなっているのか。あるいは、これは特徴的なのは、これから創業する方も計画をつくすことになりますが、個人で創業した方どもはどれだけいるのか、こういう内訳。あるいは、この認定を受けた方が、いろいろな支援策のメニューがあるわけありますけれども、どういう要望が多いのか。そして、支援策の実績といふのはどうなっているのか。こういったことについてお伺いしたいと思います。

○田島政府委員 お答え申し上げます。

御質問のございました中小企業の創造法は、中小企業の創業の支援と技術開発ということを御支援申し上げるということで、一昨年四月に施行いたしましたが、施行後まだ日が浅いわけでござりますけれども、都道府県の御協力を全面的に賜りまして、本年三月末現在、知事の認定件数で二千五百件という多さに上つてござります。

業種別に見ますと、製造業が約六八%、そのうち一般機械、電気機械がそれぞれ約一五%ずつというところでございます。また、サービス業は一七%、うち情報サービス業が多くて一%というところでございます。

また、個人で認定を受けた事例は六十七件ございますが、このうちの約半数の三十件が認定を機に創業に至つたというものです。

ベンチャーカンパニー企業が事業を行つていく際には、資金面、人材面、経営面など、解決をすべき問題がたくさんございます。中小企業庁といたしましては、こういった課題に対しても各種の施策を開拓しておりますが、御指摘の創造法の認定をしてまいておりますが、御指摘の創造法の認定を受けた中小企業につきましては、やはり技術開発への補助金でござりますとか、あるいは金融上の支援という点について御要望が特に多いというふうに承知しております。

制定以来、支援策の利用実績について申し上げますと、平成七年度、八年度、二年間で技術改善費補助金につきましては、対象件数五百四十七件、総額七十三億円、それから金融面では、特に

信用保証協会の保証件数が大変多くございまして、七年度から八年の十一月まで債務保証四百九十六件、百三十六億円といったような状況にござります。

○石井(啓)委員 先般、この補助金の平成九年度の予算額をお伺いしましたところ、二十七億円。これは国費なんでしょうかね、ちょっと確認しませんでしたが、二十七億円という額。実績七十三億円。大変御努力をいたしていると思ひますけれども、ほかの省庁の予算と比べますと、もっと申し上げたいと存じます。

それから、昨年ベンチャーカンパニー財團制度が創設されたわけですが、ベンチャーカンパニー財團制度によりましてベンチャーキャピタルの投資をより促進する、こういうふうになつておりますが、この財團の設立の状況等、実際に財團による金融支援はどういう実績があるのか、これについても確認をしたいと思います。

○田島政府委員 ベンチャーカンパニー財團と申しますのは、先ほどお話をございましたが、平成七年度の第一次補正予算をちょうどだいたしまして創造法を改正をいたしまして設けた、再保険の仕組みを設けた制度でございます。

○田島政府委員 今回改正によりまして追加いたします特定中小企業者と申しますのは、エンゼル税制等を実施する、こういうことでありますけれども、この第二条第三項第三号の特定中小企業者、

今回の支援対象を決めた、この基準を定めた根拠として、その特定中小企業者に対するエンゼル税制等を実施する、こういうことでありますけれども、この第二条第三項第三号の特定中小企業者、今回支援対象を決めた、この基準を定めた根拠について確認をしておきたいと存じます。

○田島政府委員 今回改正によりまして追加いたしました特定中小企業者と申しますのは、エンゼル税制の対象につながるという意味でございまして、相当程度の研究開発を行つて、それをベースに新しい商品や新役務の開発、事業化ということを行うという企業をとらえたい、こういう趣旨に出来るものでございます。

しかも、創業期の企業においてこそいろいろな資金調達手段も乏しいということで、政策的な手立てを講ずる必要性も高いということでござります。設立後五年を経過していない企業につきましては、いろいろな前例等も参考にいたします。そういった要請に合致をする、そういうふうにとらえられるんじやなかろうかとということで、設立していただきながら設けていただくということです。設立後五年を経過していない企業につきましては、いろいろな前例等も参考にいたします。

○石井(啓)委員 もう一つ細かい問題でありますのが、法案の構成を見ますと、特定中小企業者のうち、第七条の二の通産省令で定める要件に該当する者に対する新たな支援措置を行うわけでありますが、この省令で定める要件の具体的な中身、これをちょっと確認をしておきたいと思います。

研究開発の外形基準を三%といたしました根拠は、なかなかまい統計がないのですが、総務省の科学技術基本調査等によりますと、中小企業のみならず、大企業も含めた全産業の平均の研究開発比率というのが大体二%前後というようなことがあります。

○石井(啓)委員 このベンチャーキャピタルも設立されてしまいりたいと思ってございます。

まだ日が浅いということから存じますが、今後この実績を積み重ねて、よりベンチャーキャピタルの支援が十分なされるようなことを期待をいたしたいと存じます。

それでは、具体的な法案の中身について、ちょっと細かくありますか、何点か確認をしたいと思います。

今回の改正案では特定中小企業者の対象を拡大しておりますまして、第二条第三項で第三号を設けまして、その特定中小企業者に対するエンゼル税制等を実施する、こういうことでありますけれども、この第二条第三項第三号の特定中小企業者、これがでございますので、この三%を超えたような中企業でございますすると、大変真剣に研究開発をされ、それをベースにいろいろな御努力をされておるというふうに考えられるのじやなろうか、こういうことで採用させていただいたものでございます。

○石井(啓)委員 もう一つ、後段の方ありますね、第三号の後段で、一年未満の事業者であつても、研究者の数あるいは研究者の割合が政令で定められたもの以上については対象になりますけれども、この後段の方の説明もちょっとお願ひします。

○田島政府委員 三%の研究開発費といいますのは、やはり実績がございませんと算出できませんものですから、創業後本当に日が浅くて一年未満というようなことですと、まだまだそういう実績等の数字も出ていない。あえてつぶつと持つてきたださいというのも大変酷でもございますので、研究者の人数等々で、一定の期間だけ、創業本当に間もない期間だけ三%にかかる基準で、いわば簡便な方法で対象を捕捉しよう、捕捉したらいなかが、こういう考え方に出るものでございます。



○石井(啓)委員 それでは最後の質問をさせていただきます。

先ほども、いわゆる産学の連携といいますか、大学の問題を取り上げられましたけれども、我が国のベンチャービジネスは、主に企業からのスピノオフといいますか、これが多いわけであります。アメリカでは、むしろ大学からのスピノオフが非常に多い。先ほども答弁でもありましたように、有名なところではシリコンバレーとスタンフォード大学との関係であり、あるいはルート一三八とMITとの関係であるわけであります。

一つ言えるといいますか、考えられることは、日本と欧米では研究者の流動性というのが大分違うのかな。我が国においては、大学は大学、民間の研究所は研究所、あるいは国立試験機関は国立試験研究機関、それぞれ終身雇用的な要素があり、なかなか流動性、交流というのが図られていない。まあさまざまな施策はとられているようでありますけれども、そういう背景もあるうかと思ひます。

今後、我が国においてもベンチャーリー創造への大学の大きな役割が期待されるところであります。そのための大手との連携方策、これについて通産省それから文部省、それにお聞きをしたいと存じます。

○渡辺(修)政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように、一例でいいますと、一九九四年の数字でござりますけれども、アメリカの大学が特許を取得しておる件数というのが、千八百六十一件という非常に大きい数字になつておりますが、現在、日本の大学による特許申請件数、これは公開申しあげましたが、経済界さらに有識者等で研究会をつくりまして、これの勉強会を進めておるところでございます。

こういった成果を反映いたしまして、先ほども申し上げましたが、経済構造改革の行動計画の中でしっかりとこれからの方針を書き込んで進めていきたい、このように考えておるところでございます。

○遠藤説明員 大学と産業界との連携協力によりますと、アメリカの場合にはライセンスの実績でいきますと、アメリカの場合にはロイヤルティー収入が一億七千万ドルという九四年の数字になつ

ておりますけれども、日本の場合、大学でそういうのを持つておるのは約三千万円ぐらい、これもまた大変な差になつておるわけでございます。

こういう実績の数字から見ましても、今先生御指摘のありましたように、大学の研究とベンチャービジネスと結びつけていくこと、これは極めて重要な差だという御指摘はそのとおりだと思っておりますし、我々も、この数年、その方向であります。

そこで、特に大学とベンチャービジネスその他、あるいは一般企業との共同研究につきましても、昨年、税制改正で大学と一緒に行う共同研究の企業の税制の面についても新たな手当てをしていたただくことで、今国会に法案をお願いしておりますところございます。

さらには、先ほど先生御指摘のありました大学と企業との研究者の交流でござりますけれども、これも、今までどちらかというとその交流は進んでおりませんでした。それのネックとして、例えば大学の先生が身分を民間の企業の職員にしましては、大学の他の通算のところ不利に働く場合に、年金その他の通算のところ不利に働くとか、こういったような問題もございました。これらも、今までどちらかというとその交流は進んでおりませんでした。それのネックとして、例えば大学の先生が身分を民間の企業の職員にしましては、大学の他の通算のところ不利に働く場合に、年金その他の通算のところ不利に働くとか、こういったような問題もございました。

そこで、この問題を解決していくのは、日本が世界で最も新しいサービス、新しい技術、新しい発想でもつて

るところでございます。

ただいま研究者の交流の促進という御指摘がございましたけれども、この関係でも、平成九年度から国立大学等の教官が民間企業において研究開発に従事できるよう、昨年十二月に兼業の許可基準を改正いたしましたほか、民間等との共同研究の場を拡大するべく、この三月に関係通知の改正を行いました。また、国立大学等の教官が休職によりまして企業等における共同研究等に参画する場合、退職金算定上の不利益がございましたけれども、この解消のため、今国会に教育公務員特例法の一部を改正する法律案を提出し、先般改正いたしましたところでございまして、このような産学連携による研究を一層促進するための制度改正を行つたところでございます。

また、人材育成の関係でも、社会的要請を受けまして、平成七年度以降、ベンチャービジネスの萌芽となるべき研究開発の推進、あるいは人材の育成を目的としたいたしまして、二十四の国立大学にベンチャービジネスラボラトリを整備しております。また、各大学において経営学的側面を中心としたもの等、多様な内容のベンチャービジネスに関する授業科目の開設ということも進めているところでございまして、今後とも、こうした施設に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

理由は、よく言われております高コスト体質、それがどうしてもこのくらいのレベルの国になつてくると必然的についてくる。今の日本、コストを考えますと、土地代とかあるいは賃金、そして生活コストまた企業の税金など、どれをとっても世界一高いというレベルになるわけです。そうならば、安い商品を開発しようとする企業はすべて日本から逃げていく、いなくなつっていくわけになります。それが産業の空洞化であり、産業の空洞化なりますと、大失業時代が現出していくわけです。そういう危機が私たちの目の前に迫つています。

このことを解決していくのは、日本が世界で最も新しいサービス、新しい技術、新しい発想でもつて

商品開発あるいはそういうものを提供していくしかない。そうでないと、日本という国は未来の扉が開かなくなる、そういうことになるわけですか。その扱い手が、すなわち創造力あふれるベンチャービジネスの起業家あるいは創造的な中小企業であると私も思つております。つまり、日本にとりまして二十一世紀の時代の勝負というのは、日本人の創造性がうまく開発されるのか、それともされないのか、それによって決まっていくのだろう。これは国のコースについての認識でございま

す。

○武部委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 民主党の末松義規です。

きょうは、私、国会議員になろうとした一つの大きな理由が、このベンチャービジネスを育成したいといふことも理由でございましたのですから、率直にお伺いをさせていただきます。

今日本は、国を挙げてベンチャービジネスやアントレプレナー、起業家、業を起こす人、これをバックアップすることが急務になつております。この国の支援の程度の有無が、将来の日本人の、私たちの生活を左右する、国の命運をかけることになつ

第二は、日本人の生き方についてです。今、日本人は、この経済的な豊かさのおかげで飢えということを忘れました。皆が食べられる時代になりました。今、いかに食べなくてダイエットをしようかというような、そういう妙な時代になつております。人間というのは、単に物理的に生存しようというふうな物質主義的な価値が下がつてしまいまして、今度は自己実現といった精神的な価値が重きをなすようになつております。つまり、毎日生存できることを幾ら誇ったところで意味がなくなる。そうじゃなくて、自己実現、その人らしさといいますか、その人の価値といいうものをして、その自分らしさというもので光り輝いていかに生きていけるのかということ、それが一番私たちの価値基準を決めるようになります。つまり、毎日生存できることを難しい言葉で言えば、創造性ということになります。それが生産セクターに向かえばベンチャーやいう話になりますし、それが社会問題に向かえば、今度は市民活動とかあるいはボランティアとかいう活動になつて、結果重要なのは、いかにその人がクリエーティブに生きたかということ、これが未來の価値になると思います。私自身も、棺おけをあけるときは、本当に末松らしく生きたか、あるいは人の人生を生きていたのじやないかという反省が、そこで入るのであろうと思います。

そういう意味で考えますと、国とのコースそのもの日本人にこの創造性というものを問うている、そして個人の生き方そのもの、この創造性

というものが必要あるいは求められる時代になつてきた。つまり、その二つのコースがびつたりと合つわけであります。

そうした時代とともに、道具としてマルチメ

ディアという道具を今得つつあります。これは時

代の速度を加速化させるものであります。と同時に、この平成の大不況という時代を考えても、こ

れは今までの時代の生き方あるいは産業のあり方

に對して痛烈な反省を求める、神様が私たち日本人に反省を求めてきている、そういうふうな時代であらうと思います。ですから、今求められているものは、キャッチアップという今までのやり方から、今度はバイオニア型にやつていかなければいけない、それが私たちの、この日本の進むコースでございましょう。それを支えていくものがこのベンチャーであり、アントレプレナーという起業家精神というものであります。その主要な任務を負っているのがまさしく通産省だらうと思いまして、私自身も本当に強く期待をしているところです。

具体的に言いますと、とにかく私は、この日本でベンチャーエンタープライズの成功例、一昔前のソニーとか本田とかいうふうなベンチャーエンタープライズの成功例を千なら

千、一万なら一万、それをつくりたい。そして、大きくして成功例とやると、例えば末松というベンチャーエンタープライズがあつたら、これが成功したとする

と、あの末松という男が成功したのだつたら、あんな男が成功したのだつたら自分にもできるといふうに考えれば、それはみんなおれもやろう、おれにもできるのだ、それが産業の活性化につながつていくわけです。それが実際的なやり方であるうとあります。

そういう意味で大臣に御質問をいたしますけれども、そういったベンチャーエンタープライズの重要性ある

のは日本の未来の扉を開くべきであるという認識につきまして、お尋ねをしたいと思います。

○佐藤国務大臣 今委員の御指摘と、一口で言えば同感だということに尽きます。

これから日本経済、こういうことを考えた場合に、このベンチャーエンタープライズの育成ということは、御指摘のように良質な雇用を確保し、産業の空洞化の懸念を払拭する、こういうことで大変重要な

認識はまさに共通しておりますし、通産省といいたしましては、新規産業、ベンチャーエンタープライズの育成を図るために、店頭特別市場の創設だとかス

トックオプション制度の導入、技術開発に対する助成制度の拡充等、いわゆる資金面と人材面と技

術面、この三面で総合的な支援を行つてきており

ます。

これから表彰されるという、その表彰活動をやつてい

るわけですが、それでも、そういうふうな表彰制度、例えば通産大臣賞、そういうふうな表彰制度、例えばザ・ベスト・アントレプレナー・オ

ブ・ザ・イヤー一九九八とか、そういうふうな形

式でどんどん鼓舞していく、そういう制度を提案

したこと

であります。

でも、若干今やられているかもしませんけれども、もっと起業家精神というものを鼓舞できるよ

うな、するような、そういうふうな表彰制度、総理大臣賞あるいは通産大臣賞、そういうふうな表彰制度、例えばザ・ベスト・アントレプレナー・オ

ブ・ザ・イヤー

一九九八とか、そういうふうな形

式でどんどん鼓舞していく、そういう制度を提案

したこと

であります。

しかし、日本経済はどうなるだろうかということ

であります。

たちの、この日本の進むコースでございましょ

うであります。

たの、このままの日本社会ではどうなるだろ

うで

る方に、スポーツマンでも報道関係でも何でも、その道でもって社会に非常に希望を与えるように人に上げる、こういうことになつておるわけでござりますので、私はそういうふうな国民的英雄がこれから経済界において生まれることがやはり必要であろう、こう思つております。

○末松委員 大臣、お言葉なんですが、国民栄誉賞というのには、評価のある程度固まつた実績のある方に贈られる賞だと私は思うのですね。私が申し上げたいのは、そうじやなくて、例えば芥川賞とかいうふうな、無名の方がそれをもらうことによつてばつと権威を得るような、新人がもつたことで一举に有名になつて躍り出られるような、

そういう新人に対する表彰制度、それをぜひひとつ御検討いただきたいと思います。日本人というのはどうも、私も外交官時代に思つたのですが、人を褒めるという制度が余りないのだろうと思います。これからは、人をいかに褒めていくか、そういう制度をつくらないと、この国自身がもつともと暗くなつてくる、そういう気がいたします。

その教育がいかに大事かということで、文部省の方にちょっとお聞きしたいのですが、そういう起業家精神というかクリエーティビティー、そういうものを国民の若い人たちの間でも刺激をするような、そういう教育についてどういうふうにお考えなのか、御答弁いただきたいと思います。

○池田説明員 情報化、国際化、技術革新の進展、あるいは産業構造、就業構造の変化等、大きく社会は変化しております、こうした中で、創造性の育成というものは学校教育においても重要な課題となつております。

このため、現在の学習指導要領におきましては、子供たちの個性を生かし、みずから学ぶ意欲や思考力、判断力あるいは表現力などの育成を重視し、教育内容の改善を行っております。例えば、理科教育におきましては、観察や実験などを重視し、創造的に思考する能力あるいは論

理的な思考力や問題解決能力の育成に努めております。また、工業や商業などの職業に関する各教科には、生徒がみずから課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てることを目標にしました課題研究という科目もございます。

また、昨年七月の中央教育審議会第一次答申におきましては、これまでの知識を一方的に教え込むことになりがちであった教育から、みずから学びみずから考える力、あるいは創造性の基礎となる力の育成を目指した教育にその基調を変えていく必要があるというふうなことも指摘されております。

私どもとしては、今後とも、一人一人の個性と創造性を十分に伸ばし、豊かな人間性と活力にあふれた人材を育てる教育の充実に一層努めていきたいと考えております。

○末松委員 そういう創造性の教育をもつと私ども、あらゆる限りぶやしていただきたい、そういうふうに思うわけです。

では、ちょっと時間がありませんので、エンゼル税制の方について質問させていただきます。まず、キャピタルロスの繰り越し年限を三年としておりませんけれども、この根拠はいかがなものでしようか。私が考えますと、ちょっと短過ぎるのではないかと考へるのですが五年間ぐらいにすべきではないかと考へるのではありますが、いかがでしょうか。

○藤島(安)政府委員 お答え申し上げます。○藤島(安)政府委員 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、エンゼル税制のキャピタルロスの繰り延べ期間の問題でございます。現在三年で補てんをさせていただいております。

このエンゼル税制そのものは、投資家のベンチャーエンジニア企業に対する投資リスクを軽減する、こういったものでございますが、厳しい財政状況の中

図つた上で必要に応じて再検討していきたい、こういうふうに考えております。

○末松委員 お話を聞けば、財政状況、つまり大蔵省が問題だというお話をと理解いたしました。私も大蔵委員会に属しておりますので、この問題は別途大蔵委員会で取り上げさせていただきます。

次に、エンゼルの対象なんですけれども、これは日本人だけを相手にしているということをございますが、広く外国人もエンゼルになつてもらえばよいのではないかと考へるわけです。インター

ネットなんかを利用してかなり海外からも引き合が来ていると思います。そういう外國人に対しても何らかのインセンティブのようなものが考えられないのか、その点についてお伺いしたいと考へます。

○藤島(安)政府委員 エンゼル税制そのものは、日本の所得税の特例を適用する、こういうことでございますから、そもそも外国に住んでいる外国人に対する適用がないということになるわけだと思います。

では、ちょっと時間がありませんので、エンゼル税制の方について質問させていただきます。まず、キャピタルロスの繰り越し年限を三年としておりませんけれども、この根拠はいかがなものでしようか。私が考えますと、ちょっと短過ぎるのではないかと考へるのですが五年間ぐらいにすべきではないかと考へるのではありますが、いかがでしょうか。

しかし、先生おっしゃいますのは、海外のエンゼルが日本のベンチャーエンジニア企業に積極的に投資を行なう環境をつくつたらどうかというお話をと思います。我々も全く同感でございます。海外のエンゼルが、例えば御指摘ありましたインターネットを通じて我が国のベンチャーエンジニア企業の実態を見ますと、アメリカのベンチャーエンジニア企業の情報開示が十分ではないといったような問題が指摘されておりまして、なかなか十分な投資を受けにくいという現状にあるわけでござります。

こうした現状を見まして、我々としては、海外のエンゼルがベンチャーエンジニア企業に投資できる必要があります。長ければ長いほどいいわけでござりますが、とりあえず今回の制度の着実な運用を

す。例えば昨年の九月にはベンチャーエンジニア企業のためのディスクロージャーマニュアルを策定して、情報開示をベンチャーエンジニア企業に十分するようにという

次に、先ほど伊藤議員からもさまざま御指摘もございましたエンゼルと起業家との出会いの場、この御努力について先ほど通産省の方からお伺いしたわけです。ベンチャーエンジニアとかそういった御努力があるということは聞いておりますが、御指摘のように出会いの場をもつともっとあるところにふやしていく、そこが確かに一番重要なことがあります。そういう意味から、例えればベンチャープラザの延長線でもいいし、それ以外でもいい、例えば各県とか各市とか、あるいは各大学とか、そういう非常に大きな多数のレベルでその市場あるいは出会いの場をつくるといふことが考えられるのではないかと思いませんが、これについて御意見をお伺いしたいと思います。

○田島政府委員 お答えを申し上げます。

ベンチャーエンジニア企業が生まれて成長していくことで、お金、技術、人材、いろいろな資源が必要であります。そこで、御自分でそういうものをすべて備えるというわけにはなかなかまいりません。

ただ、ベンチャーエンジニア企業が投資家とかそういったエキスパートと出会う場というのは、特に中小企業は大変少ないわけでございますので、そういうことに着目をいたしまして、ベンチャープラザという催し、投資家、ベンチャーエンジニア企業に投資をしてもらいたいと思っております。

それから人材、技術を持つおられる方とか、そ

ういつた方との場を設定いたしておりまして、八年度は十三ヵ所、十三回、七年度は一ヵ所、一回やつておるわけでございます。今年度以降も一層充実をして、中身も充実をしてまいりたい、こういうふうに思つてございます。そういう場が多ければ多いほどいいわけでございますし、私どもとしてもこういった催し、今年度からは都道府県がそういつた催しをやられる場合にも御支援を申します。できるだけこの制度を充実し、強化してまいりたい、こういうふうに思つてございます。

○末松委員 私のところに御説明に來た通産省の

課長さんが言つておられました。黒子に徹するん

だということを言つておられましたが、僕は立派

な言葉だと思いました。通産省として全部が全部

自分でやろうとせずにいろいろなやれるところ

のコーディネーターという形でそれを専ら中心に

置いていただきたいと思います。マルチメディア

を使つてもどんどんその出会いの場を広げていつ

ていただきたい。

それから、それと同時に、このエンゼル税制、

悪用される場合もあると思うのですね。例えば思

いのかかった会社をベンチャー企業という形にし

て、それで計画倒産をして悪用するような、そ

ういったことが考えられるかもしれない、そいつ

たことに対する罰則もきちんとしなきゃいけな

い、そういうふうに考えるわけです。この点につ

いては、通産省さんの御検討もあろうと思いま

す。

同時に、先ほど話題に出ましたけれども、投

資家の保護といいますか、つまり情報提供です

ね、エンゼルに対する情報提供、先ほどベン

チャーオの話がございました、情報提供がなつて

おらぬと。そうじやなくて、むしろ、本当にこの

ディスクロージャーをきちんとさせるような、そ

ういうふうなマニュアルも作成されておられるよ

うですから、それを諸外国との比較の上で遜色の

ない程度まで引き上げる努力、ベンチャー企業の

内容を透明化させる、そしてそれに対する投資家

が自分の夢なりあるいはメリットなりをかけて

やつていく、そういうクリアなシステムをとらな

いと、危なく日本の制度は利用できない、日本

が問われているわけですから、そこについて

どういうふうな御決意か、お伺いしたいと思いま

す。

○田島政府委員 ベンチャービジネスに投資をする

ということは、不確定要素もあればリスクもあると

いうことでございまして、個人の投資家から投資

をしているときもあわせてやつてまいりたい

と思いますけれども、こうしたいろいろな取り組

みによって情報提供が促進をされて、海外の場合

と遜色のないような形にまで引き上げる努力を続

けてまいりたい、こういうふうに存じております。

○末松委員 ゼビその御努力はよろしくお願ひし

ます。

と同時に、私も海外に赴任しているときに外国

の方からよく言われたのですが、日本の教育と

いうのは二つの訓練だ、一つは暗記の訓練、もう

一つは集団生活の訓練、その二つだけじゃない

か、教育の「教」、教えるということはそれでいい

にしても、「育」、はぐくむという発想がない、

そういうことをよく指摘されていたわけです。こ

れは投資家保護の観点からもそういうことが言

える、こういうふうに承知をしております。

このディスクロージャーにつきましては、例え

ばアメリカでは、商慣行としてといいますか、実

態上定着をしたというふうに言われてございます

が、我が国の場合にはまだまだ投資事例等々も少

ないものですから、こういった形になつていい

わけござります。一方、投資をするお立場から

もあるいは投資を期待するお立場からも、どう

いうふうな形で情報を提供したらいいのだろう

か、あるいはきちんととした情報を提供するように

するべきではないかといったような御指摘がある

ことも事実でございますので、私どもといたし

ましては、投資家の投資判断に通常必要とされる

情報がどんなものか、どのような形態で提供され

るのが望ましいかといったようなことをわかりや

りたいと思います。

先ほど、最近の閣議決定でストックオプション

制度の一般的な導入、これが九八年度の早期導入

ということでやられていると。法制審議会の審議

を経るという、かなりタイムコンショーミングな

審議があると聞いておりますが、これは日

本の未来がかかつていて、非常に重要な

法務です。ぜひ停滞なくこの導入が行われるよう法務

省の方に最大限の努力をお願いしたいのですが、

ういつた方との場を設定いたしておりまして、八

ういうふうなマニュアルも作成されておられるよ

うですから、それを諸外国との比較の上で遜色の

ない程度まで引き上げる努力、ベンチャー企業の

その御決意をお聞きしたいと思います。

○菊池説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げたベンチャーブラザの場等を通じまして、経営コンサルタントや公認会計士、そ

ういう方を紹介申し上げて、個別にアドバイス

を受けるということもあわせてやつてまいりたい

と思いますけれども、こうしたいろいろな取り組

みによって情報提供が促進をされて、海外の場合

と遜色のないような形にまで引き上げる努力を続

けてまいりたい、こういうふうに存じております。

○末松委員 八十三社ですか、新規事業法の対象

制度

企業。私ちよつとと思うのですけれども、日本を担うベンチャーエネルギー育成、アメリカというのは、先ほど伊藤議員の御指摘もありましたけれども、本当に大変な数の企業がどんどん育とうとしている。それに対して、この新規事業法でも、予算が少ないというのはあるかも知れませんけれども、百社未満とかいうのであれば、これは胸を張って言える数字ではないと思います。

それから、大阪の店頭の特別市場に一社が上場できたということですけれども、その一社をどう見るか。最初の一社というふうに見るか、何だ一社しかないじゃないかと見るか、そこは大きな隔たりがあるところなんです。

私の願いしたいのは、このすそ野を、数をこなせるようなシステムにしてほしいということなんですよ。少数の人たちをやつても意味がない、もっと広く、とにかくその母体を広くしていただきたいと思います。そうすることによって、成功する人は少ないかもしれません、その広い幅の中から成功者が出てくるわけです。ぜひ、そこをお願いしたいと思います。

それから、法務省の方に聞きますけれども、一般導入がなされた場合の企業数と企業の範囲といふのですが、それはどういうふうになっていますか。外国企業なんかもこれは入るのですか。  
○鶴池説明員 私どもが現時点を考えておりますのは、我が国の株式会社であれば、どの会社であってもストックオプションを利用することができるよう法的整備するということをございます。ちなみに、私どもが把握しております統計では、全国で株式会社の数は百万社を超えておりま

す。  
それから、今外国会社というお尋ねがございましたが、外資系企業というような観点から申し上げますと、我が国が商法に基づいて我が国で設立された会社であれば、仮に資本が外国、外国人あるいは、外國法人からの資本であっても、それは我が国の民・商法といいましょうか、私法上は我が国の株式会社という扱いになりますので、商法が当然適用されます。したがいまして、商法でストックオプション制度が法制化された場合には、多くの新規産業の創出をねらって私ども経済構造改革プログラムをつくったわけですが、そうしたのではないかというふうに考えております。

○末松委員 私がさつきから外国、外国とこだわるのは、要するに、日本のナショナリティにこだわってはいかぬ。外為法の改正の審議でも私は申し上げたのですけれども、要するに、白猫でも黒猫でもいい、ネズミをとる猫はいい猫だというのをどこかのトップの方が言われておりましたけれども、日本人でなくとも、日本という国の中に大きな市場が育つて、世界各国から成長を求める人が日本に集まってきた、そういうふうな活気の

中で日本経済が育っていく、これが健全なこれからの姿であろうと思います。そういうた意味で、日本というナショナリティは余りこだわらない方が私はいいと思います。そういうた意味で、ぜひそこに気合いを入れてやっていただきたい。

○鶴池説明員 それから、ストックオプションの導入で日本の経済構造改革についてどういう影響があるのか、また、そのストックオプションの広報、普及の努力、これは通産省としてどうやっているのか、それについてお聞きしたいと思います。

○藤島(安)政府委員 委員御案内のように、ストックオプション制度は、企業にとっては、有能な人材確保に寄与する。特に、成長が期待される新規産業にとっては人材確保が容易になるわけでござります。それから、役員や従業員にとっては、みずから努力で企業成績、株価を上昇させなければより高い報酬が得ることができるために、経営努力、勤労意欲が促進されるといった大きな効果が期待できるわけでござります。

これに加えまして、株価の動きに敏感な企業経営への移行が株主利益に合致した経営を促す効果を有するということで、株式市場の健全な発展に寄与するものと考えられるわけです。

それから、今外国会社というお尋ねがございましたが、外資系企業というような観点から申し上げますと、我が国が商法に基づいて我が国で設立された会社であれば、仮に資本が外国、外国人あるいは、外國法人からの資本であっても、それは我が国

したがいまして、ストックオプション制度が一般化をしまして普及いたしますと、先ほども大臣の方から御答弁申し上げましたように、多くの新

規産業の創出をねらって私ども経済構造改革プログラムをつくったわけですが、そうしたのではないかというふうに考えております。

○末松委員 私がさつきから外國、外国とこだわるのは、要するに、日本のナショナリティにこだわってはいかぬ。外為法の改正の審議でも私は申し上げたのですけれども、要するに、白猫でも黒猫でもいい、ネズミをとる猫はいい猫だというのをどこかのトップの方が言われておりましたけれども、日本人でなくとも、日本という国の中に大きな市場が育つて、世界各国から成長を求める人が日本に集まってきた、そういうふうな活気の

中で日本経済が育っていく、これが健全なこれからの姿であろうと思います。そういうた意味で、日本というナショナリティは余りこだわらない方が私はいいと思います。そういうた意味で、ぜひそこに気合いを入れてやっていただきたい。

○鶴木説明員 それから、ストックオプションの導入に対する影響と

いう御質問でございますが、この制度の導入を進

めるということになりますと、ベンチャーエネルギー育成のための制度の導入を進めることになります。

○末松委員 労働省の方に言いたいのは、本当に

ただ、そういう中で、労働者にとってそれが

どういう意味を持つのか、そういう点について

は、これから諸外国の例等も考えながら必要な対策について検討していきたいと思っております。

○鶴木説明員 今の御質問の点で、これから

トックオプション制度を広範に導入されることに

もう一年後にやられようとしているんですから、

アメリカとが実際にあるところをどの程度研究しているんですか。

○末松委員 これから注目するんじゃなくて、今

面で花が咲いて、大いに日本の経済の活性化に寄与するものと期待しているわけでございます。

○末松委員 うした意味で、ストックオプションの制度の一般化を急ぎたいと思いますし、その普及にも努めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○末松委員 次は、働く方の従業員の立場からな

んですけれども、そのストックオプションで雇用

システムとか労働市場にどういった影響がありま

すか。労働省にひとつお願いします。

○鶴木説明員 お答え申し上げます。

ストックオプション制度の雇用に対する影響と

いう御質問でございますが、この制度の導入を進

めるということになりますと、ベンチャーエネルギー育成のための制度の導入を進めることになります。

○鶴木説明員 これは、ある意味じや地殻変動を起こすような、

どういう意味を持つのか、そういう点について

は、これから諸外国の例等も考えながら必要な対策について検討していきたいと思っております。

○鶴木説明員 これから人材の流動化とか労働移動の促進、これは

これらの産業構造の変化の中でも促進してい

かなければならない重要な課題と考えております。

ただ、そういう中で、労働者にとってそれが

どういう意味を持つのか、そういう点について

は、これから諸外国の例等も考えながら必要な対策について検討していきたいと思っております。

○鶴木説明員 これは、ある意味じや地殻変動を起こすような、

どういう意味を持つのか、そういう点について

これから望まれるのであろうと思います。

特に、先ほども出ましたテクノロジー・ライセンス・オフィスというのがアメリカの各大学にあるということですから、そういった仕組みを今御

検討されていると思いますが、この点につきまして、通産大臣それから文部省の方でも、もっと産業協力がやりやすいシステム、ある意味では実利を伴ったシステム、特にアメリカの場合には、先ほども御案内ありましたけれども、大体一大学で数億円から数十億円稼いでいるという話ですかね、日本全体のトータルで年間二千万円という話も聞いています。そんなシャビーなことはありますんで、ぜひそここの産業協力についての御意見を聞いて、私の質問を終わらせていただきま

○武部委員長 午後一時五十分開議  
午後零時二十四分休憩

○佐藤国務大臣 質疑を続行いたします。大森猛君。

○大森委員 中小企業創造法改正案に関連して、まず景気問題、中小企業をめぐる問題についてお伺いをしたいと思います。

この間の八日に月例経済報告が出されました。景気は回復の動きを続けている、岩戸景気に並ぶ四十二ヵ月連続の景気回復と言われておりますけれども、ちまたではこの報告についてどのように言っているか、大臣は御存じでしょうか。国民生

活の実感とはほど遠い回復局面だ、あるいは実感なき景気回復云々という形で、大変不評な評価、報告等もされているわけなんです。それもそのはずで、大企業の方は三期連続の増益、中には史上最高の経常利益を予想されている企業なども出でる生み出される知的財産などが意欲あるベンチャーエンタープライズ等に円滑に行くということが一番望ましいわけでございまして、今、一体何をしたいか

ということです。現在、科学技術基本計画や経済構造の変革と創造のためのプログラムに基づきまして、兼業規制、大学の先生で私たちの研究室、こうした兼業規制の緩和を始めとする産学官の連携の推進ということでもって、各種の制度の改正、これを行っております。

今言われるよう、具体的に幾ら金をつけたかといふことは明確化されておりませんが、いずれにいたしましても、これからはやはり大学や公的研究所と産業界との相互の連携強化によって企業の創造的な事業活動が行われるよう、関係省庁とも連携を密にとりながら一層推進していきたい、かように考えております。

○末松委員 これで質問を終えます。どうもありがとうございました。

はやはりここでも力強さに欠ける、あるいはよくない、こういう側面は政府自身もこれはお認めになつてゐると思うのですが、今回の月例経済報告、今後の景気見通しとその要因について、ます大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○佐藤国務大臣 大森委員にお答えいたします。今言われるよう、月例経済報告、ああいうのはやはり数字でもいろいろ議論がされます。御存じのように、ああした数字を見る限りにおいては、設備投資、住宅投資などの民需、これが堅調に推移しているということで、緩やかながらやはり回復の動きを続いている、こうした認識を持たざるを得ません。そうした中で、政府経済見通しにおいては、平成九年度の経済は、今御指摘のように四月から消費税率の引き上げ、こういうような影響がございまして、年度の前半は景気の足取りは緩やかなものの、次第に民需を中心に自律的回復を実現していく、こう考えているわけ

ござります。

御存じのように、昨年というか、平成八年度は二・五%という成長率を見まして、これは大体達成するが、それより若干上回るということは御案内のとおりでございますが、そういうことで、平成九年度を通じて一・九%というように目標というか見通しを立てまして、そのうち今申し上げた消費税分は〇・九%下げるだろうということで、それを克服して年間を通じて一・九%、こういうふうに実は見ていくわけでございます。しかし、これから今度、いわゆる景況感ということになると、やはり大企業と中小企業、また中小企業の中においても工業部分と商業部分、そういうところ非常に跛行性を帶びている、地域性もある、こ

ういうふうに見ております。

それで、私の方は、これからはやはりこうした景気の動向というものを見注しながら、先般成立いたしました平成九年度の予算、この円滑な執行

には安定成長を目指すということで、さきに閣議決定いたしました経済構造の変革と創造のためのプログラム、これの着実な実施、こうすることに努めてまいる所存でございます。

○大森委員 中小企業が力強さに欠ける、あるいはよくない見通し、日銀の企業短期経済観測調査、いわゆる短観でも、消費税先行き不透明とう状況がどうして起つてあるかという点で、これは私ども指摘をしておりますけれども、日本経済全体の中で、従業者数、事業所数ではおよそ八割から九割、売上高、出荷額では約五割を占める、日本経済の土台とも言える中小企業の置かれている現状、実態というのが今大変な状態であるということが、やはりこれはまず指摘をされなければならぬと思います。

特に、大企業の海外進出、逆輸入を含む製品、部品輸入の激増、産業の空洞化が進行している、こういう産業空洞化という今の日本の経済、産業の根本問題にどう立ち向かうか。きょう議案になつております中小企業創造法改正案についても、そういう中できちんと位置づけられ、そういう立場でこの空洞化はどう対処するかという点からこれは検討されなければならないということを私は強調するわけなんですけれども、先月、特定産業集積活性化法案、この質疑の中で我が党の吉井委員は、大企業の海外進出、輸入の激増の問題を取り上げたわけなんですが、きょうは私は景気との関係、投資との関係でお伺いをしたいと思います。

まず、製造業の設備投資実績についてでありますけれども、特にバブル崩壊後の九二年以降、大企業、中堅企業、中小企業の規模別の設備投資実績、製造業についてお伺いをしたいと思います。

○渡辺(修)政府委員 お答えを申し上げます。

平成二年度以降の我が国の設備投資でございますが、いわゆるバブル崩壊後、景気低迷の影響を受けまして大幅に減少したわけでござります。特

同時にもう一つ、これも経済白書で牽引車の役割を果たす主役の一つに指摘をしております設備投資についても、月例報告では回復傾向にあるとしておりますけれども、大企業に対して中小企業

に平成五年度におきましては、前年度に比べまして大企業で二〇・七%減、中堅企業で二四・〇%減、中小企業で二四・四%減ということで、四五、六というところが対前年同期比で設備投資が大変落ちているわけでございます。特に平成五年度、これはボトムになった年でございますけれども、そういうことでござります。その後でござりますが、累次にわたる経済対策、企業におけるストック調整の進展とリストラ努力による収益の改善、そういう効果も出てまいりまして、平成七年度以降は大企業、中堅企業を中心に設備投資は増加に転じております。

ただ、中小企業につきましては、最近の数字によるとおきましても大企業などの設備投資の回復の力強さには欠けておるということでございまして、業種ごとの跛行性、そういうふたよな影響がまだ残つておる、全体の景気回復の中でもそういう要素を残しておるということでございます。

○大森委員 今お答えのとおりで、その点については一月の予算委員会でも、我が党の志位書記局長の質問に対して、橋本総理もこのようにおっしゃつておられるのですね。「従来景気がある程度回復の局面に向かうと必ず中小企業の皆さん方が持つ前の創造力と行動性を生かして前に走り出す時期があつた、今回まだそれが見られない」、こういう形で七〇年代、八〇年代の景気回復期における中小企業の設備投資と今回の違いについて明確な認識を示しておられます。これは佐藤通産大臣も同様のお考えだらうと思います。

それではなぜ、今まで、七〇年代、八〇年代の回復と比べて今回は中小企業の立ち上がりがおくれいるのかといふ問題でありますけれども、この点はどうのようにお考えになつておるのでしようか。

○石黒政府委員 お答え申し上げます。

従来、景気回復局面におきまして、中小企業の設備投資の先行性といいますか、景気回復に向かうないときには、中小企業がまずその機動性といいますか、あるいは、設備 자체はそんなに大きく

ないものから入りますので、小回りがきくということもありますし、そういうことからどんどん出でていって、その後に大企業の大型の設備がどんどん生まれているのではないかと思います。こういうと來るというような流れで来ていたことは事実でございまして、今回そういう現象がないという認識は、私ども昨年の白書でも分析をしているところでございます。

その理由についてはいろいろあるのだろうと思ひますけれども、学問的に申し上げるのは別にいたしまして、私どもが中小企業の方々といろいろお話をしている過程で感じられますところを一つ、二つ申し上げますと、やはり、日本経済がこれからどうなるのかということについて、長い間の景気低迷ということもありましたけれども、單なる景気循環の問題ではなくて、日本経済全体の先行き、先ほど委員が空洞化というのも御指摘なのが一番大きいのではないかというふうに思つておきましたけれども、そういうことも踏まえながら、先行きについて非常にヘジテートしているといいますか、ちゅうちょしている面があるというの

○大森委員 した予算委員会での答弁に統いて、橋本首相は、「その要因といふものは幾つかあると思います、バブル崩壊後の不況といふ面だけではなく、大手企業の生産拠点が海外に移転し、その結果として従来の取引先を失い、新たな取引先を発掘できない」といつた状況の産業もありましょう。」といふ形でこの点も的確に答弁されております。

今の長官のお話にもあった中小企業白書でも、「加工組立型産業における下請分業構造の変化が設備投資の先行性にも影響を与えている」という形で、電機それから輸送機械の二大部門を挙げて具体的にその状況等も指摘をされ、下請分業構造に変化が見られることが影響しているという形で指摘をされているわけなんですね。

要するに、一言で言えば、大企業の海外展開及

びリストラが原因で今日のような状況が生まれて、さらに中小企業と大企業との収益力の格差も生まれているのではないかと思います。こういう認識は共通できると思うのですが、いかがでしょうか。

○渡辺(修)政府委員 先ほど來の御説明、さらに中小企業庁長官の答弁、その他総合的に判断いたしまして、大きく業種別跛行性及び地域別跛行性が出ておるということでございます。その要因は、おっしゃるように、メガコンペティションの中での海外投資があえておる、そういうふたつの要素だと考えられますし、他方また、

中小企業の中でも、製造業に関しましては、これはいろいろな統計がございます。日銀短観によるとマイナスになつておりますけれども、既に幾つかの民間あるいは通産省の調査によりますと、中

小企業の製造業においてはプラスに設備投資が伸びてきておる統計がございます。

そういうことで、結論から言うと、製造業については、中小企業についてもここに来て景気の、設備投資の動向がかなりよくなつてきてていると思ひます地城の影響もあるのだと思ひますが、いろいろ思ひたくない点がござりますので、中小企業の中においても幾つかの職種により跛行性が見られる、こういう状況でございます。

ただ、全体で見ますと、そういう問題を抱えながら緩やかな回復を示しておるというのは、冒頭に大臣から御答弁したとおりでございます。

○大森委員 先ほどの日銀短観でも、とりわけ非関係の業者の皆さんのお話を聞いたり、それから、神奈川県当局のお話も伺つてまいりました。東京の大田区、あるいは東大阪と並んで、この地域というのは電機、自動車関係の集積地域といふことで、私も川崎市に先般伺つて、いろいろ機械製造業についてお話を聞いていたり、それから、神奈川県当局のお話も伺つてまいりました。東京の大田区、あるいは東大阪と並んで、この地域もあらわれております。大体、今、神奈川県全体で見ても、製造業の実情というのは、これは大変な状況なわけなんです。

そこで、通産省の方に、川崎市の製造業全体

機械が三・五から二三・九と、物すごい高まりを見せておるわけなんです。

そこで、これを品目別に見ると、さらにこれははつきりしていくと思います。例えば、電子レンジ、カラーテレビ、VTR、これを台数ベースで海外生産比率を比較するとどうなるか。九〇年と九五年の比較でお示しをいただきたいのです。

○中川(勝)政府委員 お尋ねの品目につきましては、公式の統計数字はございませんので、業界の統計資料によってお答え申し上げます。

子レシジは、九〇年が四五%、九五年が七二%、VTRは、九〇年が一九%，九五年が五六%となつております。

○大森委員 とにかく、答弁があつたように、カラーテレビが八割以上、電子レンジが七割を超えて、VTRも六割近くというような状況で、ついでに輸入浸透度で申し上げますと、カラーテレビが六三%，電子レンジが二五%，VTRも三三%

比率で、自動車でいいますと、九〇年一八%が九六年三三%と、いずれも急速な伸びを示しているわけです。

今回この創造法の改正案が出されたということでおも、私も川崎市に先般伺つて、いろいろ機械製造業についてお話を聞いたり、それから、神奈川県当局のお話も伺つてまいりました。東京の大田区、あるいは東大阪と並んで、この地域というのは電機、自動車関係の集積地域といふことで、通産省の方に、川崎市の製造業全体



た。この中小企業創造法にかかる予算もそうなんですが、とりわけ中小企業庁予算、これは、私ども、昭和三十八年からずっと統計をとつてみましたが、過去、最高で〇・七〇%というときもあれば、過去、最も高いときも二〇%程度あります。

今日はこの昭和三十八年以来最低の〇・一四%になつていて、創造法の関係の予算とともに、中小企業庁関係の予算をもつと上台として大きく広げるために、関係の皆さんの大いなる努力を要望して、質問を終わりたいと思います。

○大臣の御見解を伺いたいと思います。  
○佐藤国務大臣 予算のお話でございますが、確かに中小企業庁の予算は、平成九年度で一千二百四十七億というふうに大変少ない額でございますが、しかし考えてみると、この中小企業対策といふのは、幾ら金があつても足りないぐらいな問題です。そういうことからいうと、やはり少ない金を知恵でもつて補つていく、政策でもつて知恵を出すということでございますので、その点御理解いただきたいたいと思います。

○大森委員 終わります。  
○武部委員長 御苦労さまでした。  
次に、前田武志君。

○前田(武)委員 中小企業の創造活動を支援する、それへの、特に直接投資といいますか、そういった面を中心にもう少し詳しくお尋ねいたします。  
実際には、中小企業の財務内容といいますか、金融機関から借入するその借入依存度というのが大体八〇%ぐらいだ、こういうふうに言われております。自己資本比率というのがいかにも低いわけでございます。だからこそこういった施策の必要性というものが現実の問題となつてゐるわけでございますが、そういうことを踏まえますと、やはり何といっても金融機関からの借り入れといふものが中小企業にとって非常に重要であり、またそれが大企業と違つて難しい。そういうた

うのが地元においても実情なんですが、なかなかこれがまたいろいろ難しい面がございます。そういうことで、これまでの政府系、公的な金額は、過去、最高で〇・七〇%といつたときもあれば、過去、最も高いときも二〇%程度あります。

金融機関における融資実績といいますか、そ

うしたものについてます政府委員からお聞きしたことは、私たちも強く認識をいたしております。従来からいろいろな支援策を講じてまいつておるところございます。

○田島政府委員 起業家精神に富むベンチャーキャピタルに対して政策支援が極めて大切だということが、まさに起業家精神に富むベンチャーキャピタルに対するものであります。これを纏つて、従来からいろいろな支援策を講じてまいつておるところございます。

融資につきましては、中小企業金融公庫等において御支援申し上げているところでございます。これら融資制度の実績でございますが、平成七年度、件数で百八件、四十五億円強、八年度、件数で百六十一件、六十六億円弱といった規模になつてございます。ベンチャーキャピタルに対する融資につきましては、なかなか新規性の評価が難しい、担保力が通常の借入先に比べて小さいといったことなど困難な問題がございますけれども、ベンチャーキャピタルに対する政策支援が極めて重要であるということを踏まえまして、間接金融の分野につきましても一生懸命努力をしてまいつておるところでございます。

○前田(武)委員 私の地元の奈良県も、これはもちろん歴史の発祥の地でございますから、いろいろな事業等についても相当古い歴史を持つておるわけでございます。  
近代的な最先端の産業、例えば我が県にも、シャープの中央研究所、シャープの主力工場がある。あるいは松下電器の工場や森精機があつた。それから、何といつても大体は大阪の下請、孫請といったような関係で発展してきたところが、非常に親しく御指導いただいているわけでございますが、その辺の話なんかも聞いておりまして、

とは河内木綿の加工、そういうたところぐらいまで織維関係もさかのほるようでございますが、そういうたところから、染色であつたり、さらには、靴下の編み機ですね、そういうたのをさらに応用していくで、靴下産業などといふ、これはなかなか大きな産業になつております。これを纏つていつ、大きいものになります。これを纏つて、従来からいろいろな支援策を講じてまいつておるところございます。

そういうた企業の方々に、創業の時期の非常に苦しかった苦労話などを聞いておりますと、銀行というのはとにかく晴れるときに傘を持つててくれる、雨が降つたら全然貸してくれない、こういうようなことで、非常に苦労をされてきておられるわけでございまして、その事情は余り変わらない。そういうた意味においては、今局長から、政府系の中小企業金融公庫等、大いにベンチャーキャピタルに対して支援をしていくことなどはなかなかありがたいお話を聞いておりますが、実態を聞いておると、やはり窓口において担保がどうだ、いろいろなことがあるようでございますね。

創造的な中小企業に融資を行つて、その中で、直接投資の場を広げていこうといふことによって、まことに結構かと思います。これはその市場によつてベンチャーキャピタルがそういうベンチャーキャピタルを呼び込むことができるという以上に、そういう市場を整備していくことによって、いろいろな支援するエンゼルがここへ登場していく。むしろその重要性というものが非常に大きいのではないかなどと思うのですね。

私は地元の先輩方、あるいは後援者の中にも、自分の代で自分の企業はもうこれ以上さらには新たな展開をするところまではちょっともうファイトもない、後継ぎも、せつから頼りにしておつたのが、都会の、東京あたりの大企業に就職してしまつて、ちゃんと自分の会社から後を継いでくれるのはおるだけれども、資産を全部つぎ込んでしまう、ちやんと自分の会社から後を継いでくれるわけでございます。

そこで、間接金融の方はそのくらいにいたしまして、シャープの技術指導をされた総帥に佐々木正博士という方がおられます。非常に親しく御指導いただいているわけでございますが、その

例えこの方は、今を時めく孫さん、ソフトハウスというのですか、一番最初から御支援され、相談に乗つてきた。こういうことを日々お伺いするわけでございます。

そういうたのものは、もちろんこの金融関係と、そういうたことで、これまでの政府系、公的な融資実績といいますか、そ





は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第十二条第一項の書面の写しを送付しなければならない。

(環境影響評価の項目等の選定)  
第四十六条の九 特定事業者は、前条第一項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第十二条第一項の規定による検討において、同項の規定により同法第十二条第一項の意見を勘案するとともに同法第八条第一項の意見に配意するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならぬ。

(準備書の作成)

第四十六条の十 特定事業者は、環境影響評価法第十二条第一項の環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六条の八第一項の規定による勧告の内容を記載しなければならぬ。

(準備書の届出)

第四十六条の十一 特定事業者は、環境影響評価法第十二条第一項の規定による送付をするときは、併せて準備書及びこれを要約した書類を通商産業大臣に届け出なければならない。

(準備書についての意見の概要等の届出)  
第四十六条の十二 特定事業者は、環境影響評価法第十二条第一項の規定による送付をするときは、併せて同項の書類を通商産業大臣に届け出なければならない。

(準備書についての意見の概要等の届出)

第四十六条の十三 環境影響評価法第二十二条第一項の関係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかわらず、事業者に替えて通商産業大臣に対し、同項の意見として述べるものとする。  
(準備書についての勧告)

第四十六条の十四 通商産業大臣は、第四十六条の十一の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第二十二条第一項の関係都道府県知事の意見を勘案するとともに、第四十六条の十二の規定による届出に係る同法第

十八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して、その準備書を審査し、その準備書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるこ

とを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の十一の規定による届出を受理した日から通商産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をすることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による審査するときは、環境長官の環境の保全の見地からする必要がないと認めめたときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行つときは、併せて通商産業大臣は、第一項の規定による命令をする必要がないと認めめたときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

(評価書の作成)

第四十六条の十五 特定事業者は、前条第一項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第二十二条第一項の規定による検討において、同項の規定により同法第十八条第一項の意見を勘案するとともに同法第二十条第一項の意見に配意するほか、その勧告を踏まえて、当該

(評価書の届出)

第四十六条の十六 特定事業者は、環境影響評価法第二十二条第一項の規定による評価書を作成したときは、その評価書を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四十六条の十七 通商産業大臣は、前条の規定による届出があつた評価書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確認するため必要があると認めるときは、第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。

(変更命令)

出なければならない。次条第一項の規定による命令があつた場合において、これを変更したときも、同様とする。

第四十六条の二十一 特定事業者は、環境影響評価法第三十八条第一項の規定により、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業を実施するとともに、第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮を確保するため特に必要があり、かつ適切であると認めるときは、同条の規定による届出を受理した日から通商産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る評価書を変更すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をする必要がないと認めめたときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

(評価書の送付)

第四十六条の十八 通商産業大臣は、前条第一項の規定による通知をしたときは、その通知に係る評価書の写しを環境長官に送付しなければならない。

(評価書の公告及び縦覧)

第四十六条の十九 特定事業者に対する環境影響評価法第二十七条の適用については、同条中二項の環境影響評価書(以下「評価書」という。)には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六条の八第一項及び前条第一項の規定による送付又は通知の内容を記載しなければならない。

(評価書の公告及び縦覧)

第四十六条の二十 特定事業者に対する環境影響評価法第二十七条の規定による評価書を作成したときは、「第二十五条第三項の規定による送付又は通知をした」とあるのは電気事業法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従つているものである。

五 環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業(特定対象事業を除く。)に係るものにあつては、その特定対象事業に係る第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従つているものである。

四 特定対象事業に係るものにあつては、その特定対象事業に係る第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従つているものである。

五 環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業(特定対象事業を除く。)に係るものにあつては、同法第四条第三項第二号「同条中第四項及び同法第十九条第二項において準用する場合を含む。」の措置がとられたものである。

第六百二十二条第二号中「第三十五条」の下に「又は第四十六条の十七第一項」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、環境影響評価法の施行の日から施行する。

(環境の保全の配慮)

第四十六条の二十二 特定事業者は、環境影響評価法第三十八条第一項の規定により、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業を実施するとともに、第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮を確保するため特に必要があり、かつ適切であると認めるときは、同条の規定による届出を受理した日から通商産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る評価書を変更すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をする必要がないと認めめたときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

(環境影響評価法の適用除外)

第四十六条の二十二 特定事業者の特定対象事業の適用に当たつての技術的読替えその他特定事業者に対する同法の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(環境影響評価法の適用除外)

第四十六条の二十二 特定事業者の特定対象事業に係る環境影響評価法第二十二条から第二十六条まで及び第三十三条から第三十七条までの規定は、適用しない。

(環境影響評価法の適用除外)

第四十六条の二十二 特定事業者の特定対象事業に係る第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従つているものである。

(環境影響評価法の適用除外)

第四十六条の二十二 特定事業の特定対象事業に係る第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従つているものである。

(環境影響評価法の適用除外)

第四十六条の二十二 特定事業の特定対象事業に係る第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従つているものである。

(環境影響評価法の適用除外)

第六百二十二条第二号中「第三十五条」の下に「又は第四十六条の十七第一項」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、環境影響評価法の施行の日から施行する。

(経過措置)  
第二条 環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二章から第七章までの規定の適用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に係る事業用電気工作物について、この法律による改正後の電気事業法(以下「新法」という。)第三章第二節第二款の二の規定は、適用しない。

2 「」の法律による改正前の電気事業法(以下「旧法」という。)第四十七条第一項の規定による認可であつてこの法律の施行前にされたものに係る工事の計画の変更の認可であつて、環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二章から第七章までの規定の適用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に該当する工事の計画の変更に係るものについての新法第四十七条第三項の規定の適用については、同項中次の各号」とあるのは、「次の各号(第四号及び第五号を除く。)」とする。

3 旧法第四十八条第一項の規定による届出であつてこの法律の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出であつて環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定により同法第二章から第七章までの規定の適用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に該当する工事の計画の変更に係るものについての新法第四十八条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「前条第三項各号」とあるのは、「前条第三項各号(第四号及び第五号を除く。)」とする。

## (政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

## (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事について、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、環境影響評価法に關し所要の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成九年四月二十一日印刷

平成九年四月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者

大藏省印刷局

D